

○議事日程

令和7年3月13日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1	番	広瀬	恵理子	君
2	番	加藤	雅浩	君
3	番	長谷川	淳	君
4	番	村山	博司	君
5	番	松本	暁大	君
6	番	三宅	祐司	君
7	番	松原	浩二	君
8	番	櫻井	明	君
9	番	渡邊	憲司	君
10	番	木下	美津子	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤	友紀	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	小関	久志	君
総務部	長	堀場	康伸	君
総合政策部	長	安田	悟	君
福祉部	長	岩田	恵司	君
土木部	長	井上	哲也	君
住民部	長	小野木	崇夫	君
総務課	長	服部	貴司	君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 撰 田 真 広 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 三 輪 学
書 記 西 脇 信 一 郎

開議

午前10時00分 開議

○議長（櫻井 明君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（櫻井 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において5番
松本暁大議員、6番 三宅祐司議員の両君を指名します。

第2 一般質問

○議長（櫻井 明君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） 皆さん、おはようございます。

5番議員 松本です。

議長のお許しをいただきましたので、大きく2項目、分割質問方式にてご質問のほうをさせていただきます。

すみません、ちょっとあまり体調がよくないので、お聞き苦しいところがあったらご容赦いただければと思います。

では1つ目、ごみ有料化の取組について。

令和9年4月からの新しいごみ処理施設の稼働に向け、令和6年度において従来から置かれていた減量推進協議会を改め、自治会長をはじめ当町に関わる方々、公募による委員の計11名で構成された岐南町廃棄物処理対策協議会が設置されました。

同年9月までの3か月間で4回の協議会が開催、岐南町におけるごみ処理の基本方針について、という名称の提言書が町に提出され、当町も令和8年度よりごみの有料

化を開始するための必要な条例の制定など、具体的な準備を開始したところであるかと認識しています。

ごみ有料化については、以前稼働していた境川地内のごみ処理施設の稼働停止が決定された頃から、もしくはその前々から新たな施設建設を予定していたことかと思えます。また、その建設費や運営にかかる費用をどのように関連市町で負担するかという検討、協議がなされてきたかと思えます。

これまでは、個人負担としては、可燃ごみにおいて袋代のみで、粗大ごみや金属ごみ、資源回収品目は町税において処理を行ってきました。これが排出者において負担を求める受益者負担という方針に変更がされるということです。

賛否両論はもちろんあるところかと思えますが、私自身は町の財政はもとより、ごみ、そもそも資源に対する意識を住民の皆さんにも強く持っていただきたいという意味でも必然のことだと理解しています。

ただ、数十年間、国民の所得は一向に増えず、インフレによる物価上昇が日々の生活に大きな影響を及ぼしている現実がある中で、さらなる負担を住民の皆さんに願うわけでは

これまでの経緯も含め、6点ほどご質問をさせていただきます。

では1点目、22年問題から。

平成22年度で境川地内のごみ処理施設が稼働停止するはずでありましたが、5年間稼働を延期することとなり、その後は現在まで民間への処理委託を行うといった事態になっています。旧ごみ処理施設の平成3年の改築時には、現地以外の場所に建設、平成23年4月1日に稼働するといった内容の覚書が地域住民との間で交わされていたと聞いております。ここから考えても既に33年は経過しています。

覚書がないがしろにされ、問題解決を数十年も先延ばしにしてきたことについて、統括的な処理責任を負う市町村の立場として、住民に対してどのように考えておられるのか。時系列でのこれまでの取組と併せてご説明をお願いします。

2点目、基本方針について。

新施設の負担金は、各市町村のごみの搬出量により決定されるということは、どうの昔から出ている話で、これまでのごみ減量に向けた取組とは具体的にどのように行ってきたのか。

減量効果が高いというならば、なぜ施設建設関係なしに有料化を早めてこなかったのか、検討しなかったのか。

3点目、町民1人当たりの負担額の変化は。

有料化をすることで、町税での町民1人当たりの負担額はどのように変化するの

か。また、近隣市町の額と併せてご説明をお願いします。

4点目、世代別のごみ排出調査及び意識調査について。

資源回収に立ち会うと、世代間のごみに対する意識が非常に理解できます。明らかに若年層より40代以降の住民が見られ、特に分別意識が高いものと私は認識しています。経済的な負担面だけでなく、ごみについての知識や減量意識の改善など、啓発活動も同時に行う必要があると考えますが、具体策をお聞かせください。

5点目、パブリックコメントに関して。

ネット以外での意見聴取はどれだけありましたか。

また回答において、今後、町民の皆様の説明の機会を設け、詳細かつ丁寧にご説明させていただきますとあります。これは全住民に係る施策でもあり、住民説明会が行われることは当然であると私は考えております。現時点では、ネットはパソコンが使える一部の意見でしかないと思っています。あと1年しかない中でどのように行っていくのか、ご説明をお願いします。

6点目、旧ごみ袋の取扱いに関して。

現行のごみ袋は有料化の制度に対応していないのでというふうに回答があります。要は、4月1日以降は使用不可ということであるかと思いますが、必ずと言っていいほど、このルールを守れない人がいるとは思っています。仮にこういったごみが回収されないということがあれば、どうなるのでしょうか。本当に持っていけないのでしょうか。

また、ごみ削減というお話をされておきながら、手持ちのこういったごみ袋の在庫はまたごみにしろということをおっしゃられるのでしょうか。ここは大げさにお話をしていますが、両立や無制限にということをお話ししているのではなく、制度の移行については一定の猶予期間を設ける必要があると考えています。それも事業に対する住民に少しでも理解を得るための一つの手段とも考えておりますが、いかがでしょうか。

最後、7点目です。

概算建設費と概算運営費について。

平成29年度の概要版では、建設費が税抜き134～143億円、運営費が20年間で87～115億円と試算されています。消費税率が8%適用なのか10%適用なのか、ちょっとそこは私もちょっと分からないんですけれども。

そして、これが今回の事業開始の時点ではどれほどの金額になっているのか。物価高騰などで大幅に上昇しているものと考えてもおりますが、この問題は先送りしてきたことで、これだけの住民負担が増加したということは強く認識されるべきかと思

います。

また、予算の増加変更の許容範囲の定めなどはあるのでしょうか。要求されれば青天井のような状態になっているのか。この点、併せてお答えをお願いします。

以上、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松本議員の1項目め、ごみ有料化への取組についての1番目のご質問、22年問題からについてお答えいたします。

次期ごみ処理施設の建設にあつては、岐阜市、羽島市、笠松町、岐南町で構成する岐阜羽島衛生施設組合が主体となり事業を進めてまいりました。

平成18年の計画当初は、次期ごみ処理施設の候補地として羽島市南部北東地域を発表したものの、建設用地の交渉は難航し、その後も説明会を開催するなど粘り強く調整を試みましたが、用地の取得は極めて困難な状況となりました。

この間に、岐阜市境川地区の地元住民との間で交わされた旧ごみ処理施設の稼働を、平成22年度末までとする覚書の期限を迎えることとなります。幸いにも、境川地区の地域の住民の皆様のご理解により、平成27年度末まで稼働延長させていただけることとなりました。

一方、平成26年度に改めて建設用地の公募を実施し、複数の地域からのお問合せがございましたが、候補地の最終決定には至りませんでした。

その後、平成28年度に羽島市福寿町平方地区の地元住民のご理解とご協力の下、当地区が建設予定地として正式に決定されました。結果として、次期ごみ処理施設の建設地の選定には多くの時間を要することとなりましたが、事業主体である岐阜羽島衛生施設組合、構成市町である2市2町が、建設候補地での様々なご意見や懸念を真摯に受け止め、慎重かつ丁寧に対応した結果であります。

これまでの経緯につきましては、改めて住民の皆様にご理解をお願い申し上げます。

続きまして、2番目の基本方針に関するご質問にお答えいたします。

町では、これまでもごみの減量を推進するため、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別回収をはじめ、雑紙、緑ごみの分別回収を実施してまいりました。また、エコステーションの設置により、町民の分別意識が一層高まったものと考えます。

ごみの有料化導入につきましては、現在、岐阜県内では本町と岐阜市を除く全ての自治体が既に導入している状況で、多くの町民からいつごみの有料化を実施するのかという声をいただいております。

これまでも、ごみ減量効果の高いごみ有料化導入の機会は何度もございました。しかし、ごみ有料化は町民に直接的な負担になるため、慎重に検討を重ね、直近ではコロナ禍もあり、導入には至りませんでした。

しかし本町には、次期ごみ処理施設の稼働に伴う岐阜羽島衛生施設組合負担金増への懸念、ごみ排出量が多い人と少ない人、ここでは分別を積極的に行っていただいている方とそうでない方を指しますが、との間で、町民の負担に公平性が欠けている現状、さらに近隣市町からのごみの流入など、解決すべき課題が幾つかございます。

これら課題を克服し、適正なごみ処理を推進するため、今年度設置しました町廃棄物対策協議会の審議、その後の提言を受け、ごみの有料化を正式に決定いたしました。

続きまして、3番目のご質問、町民1人当たりの負担額の変化につきまして、可燃ごみの場合について説明させていただきます。

現在販売しているごみ袋のうち、一般的に多く使用される45リットル相当の大袋は10枚で132円、1枚当たり13.2円となっております。有料化導入後は1枚50円を予定しており、一袋当たり36.8円の負担増となります。年間の負担額につきましては、仮に一般家庭が週2回、各一袋を排出した場合をご説明いたします。年間の収集回数は平均104回であり、一袋当たり50円の負担となりますので、年間の負担額は50円×104回で5,200円となります。これは現行の負担額から年間3,827円の増加となります。

また、近隣市町の負担額につきましては、岐阜羽島衛生施設組合の構成市町であります2市2町について説明させていただきます。

笠松町は1枚50円、岐阜市は令和9年度から導入を予定しておりますが、同じく1枚50円を検討されております。羽島市は1枚36円の処理手数料であります。これには袋代が含まれておらず、参考価格となりますが約60円で販売されております。

続きまして、4番目のご質問、世代別のごみ排出調査及び意識調査についてお答えいたします。

町は世代別の意識調査を実施していないため、明確な回答はできませんが、若年層は親元で生活しているケースが多いと考えられます。また、仮に単身であっても外食が多い傾向や、漫画や書籍を紙媒体ではなくデジタルで楽しむ傾向、さらにフリマアプリを活用し不要品を手軽に販売するなど、ごみの排出が少ない生活様式へ進んでいると推察されます。

さらに、資源ごみの排出方法は、地域ステーションでの資源回収のほか、エコステーション、民間無人回収ボックスなどの選択肢もありますことから、地域の資源回収の参加者だけで若年層の分別意識を評価することは難しいと考えます。

これまでも環境美化監視員、住民の皆様による献身的な活動や広報紙などを通じ、ごみの分別、減量を啓発してまいりました。今後ごみ有料化に伴い、ごみの出し方ルールも大幅に変更となることから、ごみ減量が全ての世代にとって重要であることを積極的に啓発してまいります。

続きまして、5番目のご質問、パブリックコメントについてお答えいたします。

ごみの有料化に関するパブリックコメントは、令和6年11月の1か月間にわたり、町のホームページ及び全ての町民センターで計画案を公開し、意見を募集いたしました。

その結果、ネットを通じて回答を13件、紙媒体による回答は1件でございました。ごみの有料化は、町民の皆様にご負担をお願いすることになるため、その趣旨や必要性について十分にご理解いただけるよう、今後開催します説明会や広報紙などで引き続き丁寧に周知、説明してまいります。これにより、できるだけ多くの町民の皆様が納得した上での実施を目指してまいります。

続きまして、6番目、旧ごみ袋の取扱いに関するご質問にお答えいたします。

現在、町民の皆様がご使用されているごみ袋には、有料化の趣旨に基づくごみ処理手数料が袋の価格に含まれていないため、有料化後にはその袋は使用できなくなる予定です。この変更により、町民の皆様には新たに有料化に対応したごみ袋を使用していただくこととなります。

ごみ有料化開始まで1年間ございますので、計画的なごみ袋の購入を進めていただけるよう、広報「ぎなん」1月号、3月号でも周知したところです。

しかし、令和8年4月の移行時には一部混乱が予想されることから、猶予期間の設定につきましては、今後詳細に検討させていただきます。

続きまして、最後のご質問、概算建設費と概算運営費についてお答えいたします。

用地選定の遅れが建設工事の着工に影響を与え、仮に事業が早期に進んでおれば、物価高騰前に施設建設を完了できた可能性については否めません。

しかし、本町は岐阜羽島衛生施設組合構成市町であります。町内で発生するごみを他の自治体に受け入れていただく立場でございますので、最適な処理施設の建設の進捗を注視しながらも、構成市町としての役割を十分に果たしてまいりました。

平成29年度概要版では、建設費、運営費、合計金額を最大で税抜き258億円と試算しております。その後のプロポーザル方式での落札金額、税抜き約278億円との単純な比較することはできませんが、当初見込み請負金額より税抜きで約20億円増加しております。平成29年当時の消費税率は8%でありました。

しかし、概要版策定時には、平成31年度の消費税率10%引上げは既に決定されてお

り、当時も将来の消費税率の引上げがこの事業の懸案事項となっておりました。

また、予算の増額変更の許容範囲につきましては、無制限ということはもちろんございませんが、やむを得ない事情として認められる範囲におきましては、契約約款に基づく予算の対応は致し方ないものと考えます。

今年度も、ごみ処理施設設計・建設工事におきまして、建設工事請負契約約款第34条第6項（インフレスライド条項）の規定に基づき、急激な物価上昇に対し、受注者より請負代金の変更の請求がありました。物価上昇分のうち事業者分を除いた13億4,751万1,000円の増額の契約変更を締結したところでございます。

これは、ごみ処理施設建設の安全、後の安定した稼働・運営に必要なものでありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次期ごみ処理施設の稼働に伴う岐阜羽島衛生施設組合への負担金は、今後の社会情勢の変化により増額を予想されますが、まずは町、町民、事業者がごみの減量について強力に取り組む必要がございます。さらなるご協力を切にお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問を1点だけさせていただきます。

有料化の必要性や取り組む姿勢を十分に住民にご理解いただくための説明会について、開催のスケジュールをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 松本議員の再質問、ごみ有料化に係る説明会の詳細についてお答えいたします。

今定例会で関連する条例のご議決をいただきました後、ごみ有料化導入の必要性、ごみの出し方ルールの変更など、より深く理解いただけるよう、来年度のできるだけ早い時期に説明会を開催いたします。

多くの方にご参加いただけるよう、各校区単位での開催を予定しており、正式に日程等が決定いたしましたら、改めて広報「ぎなん」、町公式ホームページ、LINEなどで周知いたします。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

住民と行政の間には、様々な面で距離感があるように感じています。インターネットやSNSでの配信も周知する上では大きなツールであるとは感じています。顔と顔を合わせて話をすることには勝るものではないと思っています。大きな事業ほ

ど丁寧かつ最大限の誠意を持って進めていただきたいと思います。

それでは、2項目め、新年度予算について質問のほうをさせていただきます。

前回議会での質問の引き続きになりますが、新年度予算についてご質問をまたさせていただきます。

以下2点させていただきます。

1点目、歳出における削減、減額された事業とは。

前回のご答弁では、歳入の確保に取り組むとともに、歳出面においては、事務の見直し、効率化をより図り、さらなる経費の節約に取り組み、経常経費の削減に努めてまいりたいと考えておりますとのお話がありました。

また、枠配分方式を次年度以降に検討されるなど、これらを踏まえて新年度予算を今議会に上程されてきたかと思えます。

物価高騰の背景もあり、同様の事業を行うにも費用が上がっていると思われませんが、仮に同額予算であれば、サービスの低下等が懸念される場所ではありますがいかがでしょうか。よろしくをお願いします。

2点目、歳入を増やす手法について。

先ほどの歳入の確保に取り組むといった点につながるにはありますが、長期的な施策ではなく、取組によって短期間で歳入を増やすことができる、ふるさと納税が過年度から見ると10分の1以下に減少をしています。限りある財源から考えれば、この取りこぼしは非常に大きな機会損失だと考えています。この原因については、令和5年度の終わりの時点でもお話されていたと記憶していますが、いまだ対策が取られていないように感じますが、いかがでしょうか。

この2点、ご答弁のほどよろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員の2項目め、新年度予算についての1番目のご質問、歳出における削減、減額された事業とはについてお答えいたします。

令和7年度予算編成につきましては、歳入については令和6年度の町税による収入の伸びがよく、令和7年度も増額を見込みましたが、寄附金については、ふるさと納税返礼品の基準厳格化により、返礼品の内容等が見直しとなってから収入が落ち込み、令和7年度は大幅な減額を見込みました。

歳出においては、社会保障に係る経費が増加傾向にあるほか、物価高騰が事業経費の増加を招いておりますが、子育て支援や学校教育の拡充に加え、移住定住の促進事業など、今後の町の持続と発展を見据えたまちづくりのために必要な事業を計上いたしました。

令和7年度予算性質別の主な内訳につきましては、人件費、正職員、会計年度任用職員、議員報酬、委員報酬などですが、については12億9,429万円、人事院勧告等により前年度より4,197万1,000円の増額、対前年度比3.4%の増額となっています。物件費ですが、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等でございますが、については19億2,813万円、物価上昇により前年度より1億6,247万3,000円の増額、対前年度比率9.2%の増となっております。扶助費においては、生活扶助、医療扶助、住宅扶助、介護扶助、児童手当等などございますが、については、28億2,000万7,000円、生活扶助、医療扶助等の増加により、前年度より2億5,825万1,000円の増額、対前年度比率10.1%増となっております。令和7年度予算には真に町民のために必要な経費を計上しており、各事業に優劣があるものではございません。

このため、事業化に必要な時期を適正に把握し、計画的に実施いたします。

次に、2番目のご質問、歳入を増やす手法についてお答えいたします。

本町の財源には、自主的に収入できる財源である自主財源と、国やほかの地方公共団体から交付されたり、割り当てられる財源である依存財源があります。

自主財源には、町税や寄附金、使用料、手数料、諸収入等といった町が主体的に収入するものがございます。自主財源が歳入総額に占める割合を示す指標として、自主財源比率があり、比率が高いほど安定的で自主的な財政運営が可能であると言えます。まずは、自主財源の根幹である町税における徴収率の向上や滞納整理に努めてまいります。また、町税収入を増加させる取組が必要であると考えております。

次に、ふるさと納税等の寄附金がございます。

本町の今年度のふるさと納税の寄附状況につきましては、令和7年2月26日現在で寄附件数806件、寄附受入額2,212万2,000円でございます。

また、返礼品登録状況は、事業者数45件、返礼品152品目でございます。令和5年10月から、ふるさと納税の募集に係る経費の基準や地場産品基準が厳格化されたことにより、本町においても制度改正に対応するために寄附金額の見直しや返礼品の取消しをしたことから、前年の同時期と比較して約21%、約5分の1に落ち込んでいる状況でございます。

改めて基準を満たす地場産品の調査を進めているところであり、魅力ある返礼品の拡充に効果的な施策を検討し、新たな寄附者の獲得に努めてまいります。

また、企業版ふるさと納税につきましては、令和7年2月26日現在、2件の寄附をいただいております。本町の地方創生の取組にご賛同いただきながら、寄附という形で本町を応援していただけるよう積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 5番 松本暁大議員。

○5番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

それでは再質問2点させていただきます。

1点目、歳入についての考え方は理解しました。

ここでは単に優劣はないというお答えをいただきましたきっかけではなく、予算の精査という意味合いでお尋ねさせていただいたところでありました。先ほどのお話で、物価のこともありますが、歳出は増加しており、何をどうしたかということが見えてきません。特に町長のまちづくりのための新規事業の予算確保をどのようになされたのか、単に従来事業にプラスされただけだということなののでしょうか。

2点目、具体的なお説明がなかったので、改めてお尋ねします。

令和5年10月以降、ふるさと納税の取組でどのような検討や協議がなされてきたのか、具体的な日時や回数などをお教えてください。また、期限や目標を設定して取り組んでおられるのでしょうか。

新たな事業を始めるより、手法によってはどのようにでも歳入の増加を見据えることができる、このふるさと納税という制度、と私は認識しております。度々お話をさせていただいておりますが、年々制限がかかってくる中で、このタイムロス是非常にもったいないと思っています。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 松本議員の2項目め、新年度予算についての1番目のご質問、歳出における削減、減額された事業についてはの再質問にお答えいたします。

予算確保につきましては、景気が緩やかに回復しており、町税、国庫支出金、県支出金の増額計上しておりますので、新規事業などの財源といたしております。

また、町税収入をはじめ、負担金等の自主財源について、負担の観点から収納率の向上に注力することはもとより、受益者負担の在り方について再検討し、歳入確保につながる取組を積極的に提案し、見込み得る全ての財源を計上するよう指示を出し、予算編成をいたしました。

続いて、2番目の再質問、歳入を増やす方法、手法についてにお答えします。

町と中間事業者におきましては、令和5年10月以降、10、11、12、令和6年2月、6月、9月、11月の計7回の打合せをしており、主に登録基準の厳格化により減ってしまった返礼品登録数を取り戻すために、現在の基準に適した商品等を取り扱う事業者の新規開拓をしてまいりました。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。10時45分から再開いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、大きく3点質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、金利のある世界における財政運営ということで、昨今、物価高が非常に日本の中で国民の生活を苦しめているというような状況が続いております。それに伴いましてというか、アベノミクス以降、ゼロ金利政策を取ってまいりましたが、長期金利の上昇に伴って、政策金利自体もゼロ金利政策を解除して上昇している、上昇していく局面に入ってまいりました。

そうした中におきまして、今後考えられるリスクとか財政上の課題について4点質問させていただきたいと思いますが、まず最初の1点目になりますけれども、この答弁につきましては会計管理者にお答えをいただきたいというふうに考えておるわけなんですけれども、今回この議会におきまして、会計管理者、それから福祉部長のお二方が役職定年を迎えられるということで、この議会が最後の議会の答弁になられるということで、どうせなら会計管理者はなかなか出番がございませんので、お答えいただこうということでこの質問をさせていただきます。

質問の内容といたしましては、基金の運用におけるインフレリスクをどう考えているかということで、皆さんご存じの方もあられるかもしれませんが、国債におきましては、金利が上昇すると価格が下がると。逆に金利が下がれば国債の価格が上がると。ただ、満期まで持っていれば評価額自体は変わらないという現状の中で、今基金の運用において国債もあろうかと思っておりますけれども、そうしたインフレリスクについてどのように考えているかということをお答えいただきたいと思います。というのも、現在、日本の中にある自治体の中でも、こうした国債の運用において、例えば新潟県が、先日報道でもありましたが、1,980億円の債券評価額に対して、現在1,846億円ということで評価損が156億円になっていると。福岡県の福津市も74億円の債券の中で評価損が24億円発生しているというような現状で、満期まで持っていれば別に問題はないんですけれども、それが30年、40年という長期の国債で保有していると、何か非常事態が発生したときにすぐに取り崩して対応するといった場合に損失が発生してしまうよというようなリスクも考えられるということで、こうした点について、今現状は問題があると言っているわけでは決してありません。そういったリスクがある

ということで、今後その基金の運用について考えていただくきっかけにさせていただきたいという意味で質問をしておりますので、お答えいただきたいと思います。

そして2つ目、じゃあ逆に起債のほうはどうかというと、今現状、インフレが始まった入り口と考えると、これから先、物価がどんどんどんどん上がっていくことが考えられる。要は、例えばこの庁舎は10年ぐらい前に建ちましたけれども、今この庁舎を建てようと思ったときに、同じ金額では当然建たないと。当然金利も上がっているから、借入れの利率も高くなっていくというようなところで、後に遅らせれば遅らせるほどそうした財政負担というのが強くなっていくということを思うと、今やれることは早めにやっておくということが必要なんじゃないか。そうした意味におきまして、インフレ、金利上昇下における起債の活用と積極的な事業実施の考えはあるか、お答えをいただきたいと思います。

その中で、特に起債を使ってやっていくというところで考えていきますと、町有施設の統廃合、それから施設改修というのは非常に大きな課題になってくると思います。学校の施設もそうですし、各種町民センター、いろんな持っている施設がございませけれども、そうした部分においてどうやって進めていくのかということを考えていく必要があるだろうと。

その中で、4つ目ですけれども、実効性のある公共施設総合管理計画と個別計画の策定が必要で、その計画にのっとって粛々と進めていくというような考え方も一つの考え方としてあるのではないか。そのためにそうした計画の策定というのが必須になってくるわけですけれども、その点についてのお考えをお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 小関久志会計管理者。

○会計管理者（小関久志君） では、加藤議員の1項目め、金利のある世界における財政運営についての1番目のご質問、基金の運用におけるインフレリスクをどう考えているかについてお答えを申し上げます。

基金などの資金運用につきましては、岐南町資金管理運用基準を策定し、この基準に基づき実施しているところでございます。資金管理運用基準におきましては、会計管理者が保管・管理する資金に係る現金について、管理の原則及び管理方法を定めることにより安全性の確保を第一に図るとともに、流動性を確保しながら効率的な資金管理を行うことをもって当町の健全な運営に資することを目的としております。

令和7年2月末現在の基金の保有状況は24億1,338万2,000円で、その内訳は、定期預金15億8,158万3,043円で、全体の65.5%。有価証券は8億2,993万2,045円で、全体の34.4%。普通預金186万6,912円で、全体の0.1%となっております。また、運用利

回りにつきましては、定期預金が0.125%、国債が0.840%、地方債が0.829%でございます。

インフレによる価値の目減りが生じている中、物価上昇以上に資金を増やせる可能性が高い資産には株式や投資信託がございますが、元本割れするリスクも高いものでございます。地方自治法第241条第2項において、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されており、さらに地方財政法第4条の3第3項におきましては、積立金は、銀行、その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならないとされております。

運用先の選定につきましては、元本保証の金融商品が最低限の要件となり、高いリスクを伴う金融商品への投資は厳しく制限されると考えております。基金を確実に運用するためには、必要なときに取崩しができるよう流動性を確保する必要があります。

また、効率的な運用のためには、中長期の財政計画等との整合性を十分に図りながら、有効的に基金運用することも重要であります。インフレーションによる金融資産価値の目減りが生じている中、有効な運用対策としましては、社会福祉基金や教育事業基金などの果実運用型基金はリスクが低く、より利回りの高い運用先及び運用期間を選定し、一括運用したり、また有価証券は金融変動リスクを分散させるためには一定額を毎年購入し平準化させるなど、より効果的な基金運用を財政担当課とも協議し、検討してまいりたいと考えております。

また、先ほどおっしゃいました金利上昇下における債券価値が下がっている状況ではございますが、この資金運用基準におきまして、金融商品の選択として、資金運用に当たっては当該金融商品を満期まで保有することを原則としておりますので、基金の元本の安全性を確保し、最優先に満期まで保有いたしたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の1項目め、金利のある世界における財政運営についての2番目のご質問、インフレ、金利上昇下における起債の活用と積極的な事業実施の考えはについてお答えをいたします。

地方債は、地方自治体が道路や公共施設など、将来にわたって長く利用するハードの整備事業等を行うために必要な資金を国や金融機関など外部から調達する手段であり、借入金でございます。起債には、その年度の過大となる財政負担を軽減し、ほかの年度へ財政負担を平準化する機能と、現在の町民と将来の町民の間にある負担を公

平化する機能があります。よって、町が計画的な財政運営を行う上で、資金調達における有効な手段となる場合もございます。

しかし、起債は町の借金でありますので、必要な事業を実施するための資金調達とはいえ、その活用と借入れのタイミングについては慎重に判断した上で有利な起債を活用すべきと認識しております。特に、物やサービスの価格上昇が続くインフレが進行する状況においては事業経費が増加しますので、それに伴い、必要な借入れも増加するほか、金利が上昇している中で借入れをした場合は、借入額に対する利子が高額になります。地方債は将来に債務を残すものであるため、起債に当たっては、将来の財政運営に及ぼす影響を考慮し、慎重な配慮が必要であると認識しております。

しかし、住民が安定した暮らしを送るために町が解決すべき課題は多くあり、積極的な事業実施の必要性についても理解しております。事業実施に必要な財源の確保は、交付金や補助金等の活用を重視するとともに、起債については、経済情勢に応じた適切な判断を行い、住民生活の向上に寄与するための事業の実施を検討してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 加藤議員の1項目め、金利のある世界における財政運営の3番目のご質問、町有施設の統廃合と施設改修をどう進めていくべきと考えるかについてお答えいたします。

議員のご質問にありますとおり、本町の公共施設等に関する基本方針は、昨年度改訂した岐南町公共施設等総合管理計画にまとめられておりますが、その計画期間は2017年度から30年間と町の各種計画の中では長く、このたびの改訂は10年ごとと定めた計画の見直しを行ったものでございます。

金利のある世界は、日銀のさらなる利上げによりさらに進むことになるかもしれません。極めて低い金利を前提に資金を借りて事業の計画を立てていたとすれば、計画の変更の必要に迫られるかもしれません。しかしその一方で、いわゆる下請法などの法律が改正され、中小企業でも継続的な賃上げが進み、経済の好循環が始まれば、本町においても税収増を期待することができます。

新しい公共施設等総合管理計画では、現段階で施設の削減予定などを示してはおりませんが、施設の統合・廃止については否定しておらず、本町にも間もなくやってくる人口減少の局面においては、施設規模の縮小、施設利用の転用、民間施設の活用と並び検討すべき方法として挙げているところでございます。

新計画の基本的な方針を申し上げますと、日常の点検などで施設異常の有無やその兆候を事前に察知し、修繕等を計画的に行う予防保全型管理に改め、施設の長寿命化

を図り、将来改修に見込まれる費用を平準化することで、全体として施設に係る経費を抑えていこうとするものです。そのためには、計画期間中における見直しも随時行なってまいります。

次に、4番目のご質問、実効性のある公共施設総合管理計画と個別計画の策定をについてお答えいたします。

岐南町公共施設等総合管理計画は、国からの要請もあり、今から8年前の2017年3月に初めて策定したものです。ご質問にあるように、計画に実効性を持たせるため、このたびの改訂に際しては、人口の推移や構造、将来展望、町財政に関する状況などのデータを全て更新いたしました。

また、建て替え費用の試算においては、国から提供のあった全国一律の試算方法から、固定資産台帳を用いた、より実態に即したものに改めております。とはいえ、昨今問題が顕在化したインフラ施設の老朽化や頻発する自然災害への対策の強化、想定を超える資材価格の高騰なども大きな課題でありますので、そうした変化にも合わせることができるよう柔軟性のある新計画を策定いたしました。今後は、この新計画に基づき事業の精査を行い、財政シミュレーションとの整合を図りつつ、住民ニーズに応える公共施設であり続けられるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

次に、2番目の質問、NEXT GIGAに向けた学校教育の取組ということについてお尋ねをいたします。

NEXT GIGAというのは、5年ほど前に集まったGIGAスクール構想、1人1台のタブレット端末を児童・生徒が持って学習に取り組んでいくというようなものの第2期のことをNEXT GIGAと言ったり、セカンドGIGAと言ったりしています。そうしたNEXT GIGAに向けた学校教育の取組の中で、新年度予算におきましては、新しいタブレット端末の予算も計上されており、着々と進んでいるのかなあという感じです。ただ、ハード面が整備されても、やはり使う側のソフトの部分、人の部分がそれに合わせて変わっていかなければやはりいけないというところで、3点質問させていただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、昨年末、岐南町の町内の小学校におきましてもインフルエンザがはやりまして、学級閉鎖等の措置が取られました。一旦3日間学級閉鎖になった後にもう少し感染者が増えたので、もう3日間延長で、延べ6日間、1週間学級閉鎖となったというところで、こうした長期の学級閉鎖等が起きたときに、どういう対応を先生と子供たちができるのか、やり取りができるのかというところで、そこで

タブレットが役に立ってくるわけなんですけれども、こうした対応に、コロナの前、要はGIGAスクールが始まる前と比べてどういった進化があったのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、2つ目ですけれども、県外施設研修において考えさせられる研修となったということが、先日配られました点検評価報告書の中に書かれております。これは何を考えさせられる研修となったかという、10月だったと思いますけれども、大阪で行われましたEDIXという教育関係者向けの展示会に教育委員会の方が視察に行かれて、その中でいろんな展示とかセミナーを受講されて、考えさせられる研修となったというふうに書いてあります。

実は私もその研修会に行きまして、非常に多くの学びを得てきたわけなんですけれども、やはり第1期のGIGAと第2期のGIGAというのはもう明確に違うというようなことで、いろんな各種企業の展示もそうなんですけれども、実際にセミナーなんかで来ておられた教育委員会とか文部科学省の官僚の方の講演とかでも、明らかにこれからの時代、NEXT GIGAというところは、これまでの第1期とはやることが違うよというようなことを話されておりました。

何が変わるかという、実際に分かりやすいもので皆さんが手に入るものをちょっとご紹介しようと思うんですけれども、東京都の教育委員会が出しているこうしたリーフレットがあります。教師が変わる、学校が変わる、子供が変わるということで、恐らくこれはファーストGIGAぐらいの頃に出されているものなのかなと思うんですけれども、こうした1人1台の端末を活用する準備はできていますかということで、一番最後のところ、ここに教師向けのチェックリストがあるんですね。子供向けじゃなくて、教師向けのチェックリストがあるんですよ。これすごいなと思って、この内容をちょっといろいろ見させていただいたんですけれども、まず最初に、学校教育の現状と課題というのをまずどう捉えているのか。そうした研修に行かれた結果、今の二町教育委員会の課題をお答えいただいた上で、その新しいタブレット端末が教員や児童・生徒の文房具となれるかというところで、これもこのリーフレットの中にちょうど書いてあったんですけれども、学習者用端末をいつ、どのように使うかは子供たち自身が決める。要は、子供たちが文房具と同じように先生の授業をノートに書くという選択をする子もいれば、タブレットに記録するという子がいてもいいんです。それは先生が指示をして、このときにタブレットを使いなさいとかということじゃなくて、そのときに子供たちが自分で、文房具を使ってやりたい子もいれば、タブレットを使ってやりたい子もいて、その自由がしっかり認められていること。子供たちが学習者用端末を文具として適切に使うことができるよう、発想の転換をすること

が私たち教師に求められていますというふうにしっかり書かれているんですね。

こうした考え方が変わっていけば、ネクストGIGAの国が本当にやろうとしている取組というのは、しっかりと教育の現場においても浸透していくんだらうと思うんですけども、新しいタブレット端末は、教員、児童・生徒の文房具となれるかということをお3つ目の質問としてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 加藤議員の2項目め、NEXT GIGAに向けた学校教育の取組の1番目のご質問、学級閉鎖等、休校時における対応にコロナ以前と比較して進化はあるかについてお答えをいたします。

コロナ以前と比較すると、町より貸与された1人1台のタブレット端末を活用することで、次の対応が可能となってまいりました。大きく4点、ここでは述べさせていただきます。

1つ目は、マイクロソフトTeamsの会議機能を活用して授業のオンライン配信が可能になり、児童・生徒に一斉授業を提供できるようになっております。これに対する教員の意識、あるいは子供の意識も、コロナ以前と比べればはるかに抵抗が少ないというふうに思っており、いつでもできる状況になっております。

2つ目、令和3年度にはロイロノート・スクールを導入し、児童・生徒が自分の考えを入力することで自他の考えを共有したり、あるいは仲間の考えを参考にしたり、そしてオンライン上で意見交流ができると。そうした児童・生徒参加型の実践が見られるようになってきているということです。

3つ目は、今後、来年度になりますけれども、令和7年度よりAIドリルを導入いたします。6社から選択をして1社を選択しておるんですが、このAIドリルは、個のペースで自宅学習を進められること、学習後はAIによる自動採点とともに、定着度に応じた問題が出題をされる。自分に必要な学びが提供され、学力の定着が期待されております。さらに、子供たちの学習ログを活用することで、オンライン上で教員による見届けや認め、励ますことが可能になってまいります。

4つ目、家庭との連絡手段についても、保護者連絡アプリ「すぐーる」を活用することで、保護者から子供たちの欠席連絡、あるいはアンケートへの回答、集計、学校からの情報発信等がオンラインでできるようになってまいりました。

また、今後でございますが、令和8年度には、更新予定をしております校務支援システムがございます。ダッシュボード機能を活用して、子供の出席状況も含めて担任のタブレット端末で確認できるような、そんな準備が進められているところでござい

ます。変化の激しい時代に向け、いかなる場面に遭遇しても、子供たちの学びを継続するために、技術の進歩に応じた学習環境を整えるように当町ではご配慮いただいております。

令和7年10月に予定されておりますタブレット端末のiPadへの更新、令和8年8月末に予定されております校務支援システムの更新により、子供たちに持続可能でかつ最適な学びを提供できるよう、今後も準備を進めてまいります。

続いて、2番目のご質問、点検評価にNEXT GIGAにおける学校教育の現状と課題を書かせていただきましたけれども、それについてお答えをいたします。

今年度、県外視察では、教育委員と事務局員でEDIXセミナー関西に参加してまいりました。人と人がつながる最先端の教育環境、校務のDX化による教育環境の最適化、文部科学省が描く未来の学びの理論や先行事例の説明等も受けてまいりました。そのことも踏まえて、羽島郡二町教育委員会では、GIGAスクール第1期の1人1台端末の課題を次のように捉え、改善に努めてまいります。

大きく3点です。

1点目、第1期の端末は、岐南町と笠松町の様式が統一されていなかった部分もあり、教育委員会単位で学び方の検証・研究を進めるにはやや難しさがございました。第2期では、両町を同じ様式、同じ設定として、安全かつ使いやすい端末を提供することにより、多くの教員による研修が一層充実できるようになってまいります。

2つ目、第1期では、コロナ禍で学びを継続させるために、まず端末ありき、端末の導入ありきでスタートをいたしました。致し方ないことだとも思っております。そのため、授業で活用しながら学び方や活用のルールを更新してまいりました。第2期では、岐南町の教育情報セキュリティポリシーにのっとり設定、ガイドラインを学校、児童・生徒、保護者に示し、安全に活用するリテラシーを児童・生徒が身につけられるようにしてまいります。

3点目、第1期では、子供たちが活用するアプリや学習システムの構築に時間も予算もかかっておりました。そのため、第2期の導入に際しては、現在活用が進んでおりますマイクロソフトTeams、ロイノート・スクールのよい活用事例を羽島郡ICT推進委員会などで交流することで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的にできる授業スタイルの周知に努めてまいります。そのため、GIGAスクール端末運用条件として、令和7年度より各校のネットワーク帯域の1ギガが確保されることとなっております。

続きまして、3番目のご質問、新しいタブレット端末は文房具となるかということでございますけれども、その考えについて述べます。

現在活用しておりますタブレット端末は、従来から活用されている検索機能や画像生成、編集機能に加え、ロイロノート・スクール、マイクロソフトTeams、さらには今後活用が始まるAIドリル、生成AIサービスCanva（教育版）などを子供たちは当たり前のように使う未来がすぐそこまで来ていると思っています。そのため、第2期のGIGAスクール端末は、児童・生徒にとって有効な文房具になる、またすべきだと考えております。

デジタル化が進むことで学びの効率化は図られ、何事も最短距離で走ることができるようになります。観察した物のファイリング、アンケート作成・収集、あるいはプレゼンテーションの作成・発表では非常に優れた機能を発揮していきます。しかし、その経験はあくまでも疑似体験の部分がございます。自分でコンパスや定規を使っていろいろな大きさの円や多面体を描くことで想像される形の感覚、自分で絵の具を調合することによって得られる色彩感覚、花の観察をするときに感じる春の暖かさ、理科の実験では、化学反応とともに発生する臭いや熱、光、そうしたアナログの直接体験でしか得られない学びもあることを忘れてはならないと思っています。

日進月歩で進化するテクノロジーを学習場面に反映させ、DX化や日常化をすることで学習の効率性を高める文房具とすること、一方、アナログの体験のよさも見極め、体に染み込むような学習の両立、ハイブリッド化を図ることで、GIGAスクール端末は未来につながるよりよい文房具の一つになると考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番 加藤でございます。

大きく項目を分けました3つ目、商工業への支援と町のブランディングというところで、時間もちょうど30分ぐらいございますので、ここはゆっくりとちょっとやらせていただきたいなと思います。

まず最初に質問をさせていただく内容としましては、先ほど松本議員も質問をしていましたけれども、ふるさと納税とか、そういったものの返礼品について、町としてもいろんな努力はされておることは十分分かっているんですけども、なかなかその返礼品になるものがないという課題は恐らくずっと続いているんじゃないかなあと。さきの予算委員会の中でも町長から議員さんに、何か特産品とか名産品とか思い当たるものはありますかと言ったときに、なかなかぱっと出てこないんですね。本来であれば、そうしたものがたくさんあって、そうしたものを一つの町の宣伝材料として使えるような環境というのになっていくことが非常に望ましいとは思いますが、今現状、なかなかそれがここに住んでいて気づかない部分もあるし、なかなか本

当にないのかなというところもある。

そこをどうやって解決していくのかというところで、まずその導入としまして、そうしたものが出てきたときに、町長とか職員、名刺ありますよね。皆さんも使っている名刺を、そのデザインにしっかりかたどった名刺を配って町のブランディングをしたらどうか。これは実は各務原の浅野市長が各務原の自衛隊の飛行機であるとか、岐阜車体工業でつくっているハイエースのトラックであるとか、あとはソフトウェアの開発会社があるので、そこの会社から寄附していただいたキャラクターのものとかをきれいにかたどって名刺として使う、すごくインパクトがある、すごく分かりやすいというところで、町の広報媒体としてそういったものが使えないかなというのが、まずこの全体の質問の着想の原点です。

ただ現状、今はなかなかないというところで、じゃあどうするのかといったときに、このデザイン名刺を活用した町のブランディングに必要な名産というのを発掘していく必要があるのではないか。だけれども、職員としても今一生懸命頑張っているんだけど、なかなかないというところで、じゃあどうしていくのかというところを次の質問から入らせていただきたいと思います。

2つ目の質問としては、デザイン名刺を活用した町のブランディングに必要な名物の発掘をしてはどうかと。しなければいけないよねという質問です。

3つ目ですけれども、ふるさと納税の返礼品を増やす取組をどのようにしているか。これは先ほど松本議員の質問の中でもお答えしていただいていたので、重なる部分があれば省略していただいても大丈夫です。

次に4つ目、ここからが肝になってくるんですけれども、じゃあ返礼品を何かつくっていかうといったときに、やはり商工業者との協力というのは必要不可欠になってきます。だからといって、返礼品のために商工業者の人に何か開発してくださいといっても、なかなかそこは難しい。なぜかというと、企業にしてみれば、特にそれだけのために何かするということはメリットがないからなんですよね。じゃあ企業にとってどういったメリットを持たせていくかというところ、企業自身が売上げが上がるような商品を自社で開発できれば、それは企業にとってのモチベーションというものもすごく上がってきますよねというところで、じゃあこの町内商工業者に向けて、ふるさと納税の返礼品を開発するための費用を補助してはどうかということをまず提案させていただきたいなと思います。

あくまでも民間の事業者の売上げが上がる、そしてそれが結果的に返礼品になるというのが理想的なわけで、そうしたものに対してしっかり補助を出すというところで、県内でいくと多治見市、それから本巣市、神戸町、池田町がこういった返礼品の

開発に対しての補助というのをやっています。全国でも、結構ホームページでざらっと調べると、たくさんやっているところはあるんですね。額は、本当に少ないところは10万円から、多いところで50万円ぐらいの開発費の補助をしていると。

例えば50万出したとしても、それが返礼品として採用されて、ふるさと納税をたくさん集められるものとなれば、この50万というのは決して高いものではないと思うし、むしろ町にとってはプラスになるものなので、どんどんどんどん積極的に出していいんじゃないか。例えば、それが50万集められなかったとしても、それが10社、500万、この補助で使ったとしても、1個でもヒットが出て500万円以上の価値を生み出すものとなれば、町にとってもプラスになるもの。また、それぞれの企業が売上げが増えてくれば、個人事業主であれば個人の住民税であるとか、法人の住民税として町のほうにも税収として跳ね返ってくるというところで、こうした取組をどんどん積極的にやっていくのはどうかということで質問をさせていただきたいと思いません。

ただ、次の質問に移るんですけども、それを町の職員が全て関わって全部やっていると、どれだけ人手があっても足りないし、なかなか町の職員にそれだけのノウハウがあるわけでもございません。なので、次の質問で、ふるさと納税の額の増加というものに向けては、中間事業者というのをしっかりと入れて、そうした事業者に取り組んでいただく必要があるんじゃないか。現状も多分、さとふるかどこか大手のポータルサイトにくっついている役割として中間事業者的なものやっていたりしているような話は聞いているんですけども、そうではなくて、中間事業者というのは大きく3つのタイプに分かれるんですね。

1つは大手の企業、先ほど言ったポータルサイトも手がける、企業がやっている中間事業者的な役割。要は、返礼品の発掘であるとか、寄附があったときに、そうしたものの協力業者との商品のやり取り、それから寄附してくれた人に発送するという、それがいわゆる中間業者の役割なんですけど、そうしたものをやっているのが大手のポータルサイト。

それから2つ目は、所在地域に絞って事業展開する中小企業で、契約自治体自体は、その企業が例えば1自治体と専属で契約しているところもある。多くても10社ぐらいの地域と契約していて、その地域にしっかり入り込んで、地域の企業回りなんかもしながら、そうした企業のニーズを発掘して、そうした取組をしている。結構、地域商社とも呼ばれたりして、元公務員の方とかが独立して起業したりして、地元のために熱心に活動しているケースもあつたりします。

3つ目は、これはよくありがちなんですけど、地元の観光協会とか、第3セクタ

一、自治体が絡んで出資して会社をつくってやっている。この場合は、地域の有力者とのコネクションが強いのが特徴で、例えば商工会の中でしっかり地域の人とつながりがあるって話がしやすい環境。ただ、この場合だと、結構ほかの地域とかの情報が入ってこないというところでいくと、そうした専門的なノウハウを持っていないので、なかなか成果に結びついていないというのも一つの課題としてはある。ただ、中間業者がしっかり入ることによって、そうした返礼品の発掘、掘り起こしというのは、よりきめ細やかに、職員がそれほど関わらなくても、そうした業者に頼むことによって、より質の高いものを発掘できる可能性があるという意味では、こうした中間事業者の導入というのも一つ考えてもいいんじゃないかなということ、この点についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして最後、強みを見だし、お金をかけることなく知恵を使ってビジネスの流れを変えるBizモデル型支援の実施の考えはということで、Bizモデルというのを聞いたことございますか。静岡県の富士市で産業支援センターというのを小出さんという方が立ち上げまして、中小企業の経営相談とか、起業支援を目的に静岡県の富士市が開設した支援センターで、略称はf-Biz（エフビズ）と言われます。このエフビズというのは、fというのは富士市のfですね、Bizというのがついているので、いわゆるBizモデルというふうに言われるんですけども、この地域、近くにでも大垣にありますガキBizであるとか、関市にあるセキBiz、それから岡崎にあるオカBizがこの辺は有名なところで地域にありますけれども、こうしたエフビズに倣って、中小企業を支援するBizモデル、ご当地Bizというのが全国に今27市町村、2021年10月時点でであるそうですけれども、このエフビズ流ではない、旧来の支援スタイルを行う各地の中小企業支援の施設も何とかBizといたりしているぐらい結構注目を浴びているそうです。

強みとかいいところを見つけて伸ばしていくという姿勢をずっと一貫してやっていて、私も実際に大垣のガキBizのほうに視察に行かせていただいたことがあって、そのセンター長からいろんな起業支援の取組を聞かせていただいたんですけども、本当に一個一個その企業の持っている強みを生かして、しかもお金をかけずにしっかりと企業の売上げを伸ばしていくという実績を積み重ねておられるところにすごく感銘を受けたところなんですけれども、そうした地域にしっかりと根差した形で、しかも企業の売上げを上げたいというニーズにちゃんと応えている。しかもお金をかけずにやっているというところが、今回のこのふるさと納税の部分で、じゃあ実際に補助金を出しますよとなったとしても、そうした知恵がないところでむやみやたらに開発してもなかなか当たる確率が低い。

そこを確率をより高めていくためには、こうしたビズモデルの知恵を生かしながら、自社の強みをしっかりと生かしたところで商品開発とか製品開発をしていけるような相談窓口をつくっていく。そうしたビズモデル型支援の考えはあるかということで最後質問をさせていただきまして、終わりとします。よろしく願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 加藤議員の3項目め、商工業への支援と町のブランディングについての1番目のご質問、町長と職員の名刺を広報物と考えたデザイン名刺の作成と利用促進と、2番目のご質問、デザイン名刺を活用した町のブランディングに必要な名物の発掘等については関連がございますので、併せてお答えいたします。

デザイン名刺の作成と利用促進につきましては、平成19年度からマスコットキャラクターである「ねぎっちょ」入りのデザイン名刺を作成し使用しております。その後、平成30年度にタウンプロモーションを目的として、町職員統一デザインの名刺を作成し、令和3年度まで複数回の改定の後、現在のデザイン名刺となっております。現在のデザイン名刺は、令和3年度に作成した獅子舞のイラストと町のランドマークや文化を描いた町並みイラストが入ったものとなっております。また、町長の名刺につきましてもデザイン名刺を作成しており、使用しております。

議員ご質問の町のブランディングに必要な名物の発掘につきましては、タウンプロモーションの観点からその必要については認識しておりますが、観光資源が少ない本町において新たに発掘することは容易ではありませんが、交通の便がよく、コンパクトで便利な町である本町の強みを生かし、ずっと住んでいたい町と感じられる広報を行ってまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 堀場康伸総務部長。

○総務部長（堀場康伸君） 加藤議員の3項目め、3番目のご質問、ふるさと納税の返礼品を増やす取組をどのようにしているかについてお答えいたします。

町では、中間業者との連携によるふるさと納税返礼品の発掘を継続して行っております。企業のホームページやSNS等を調べ、返礼品の基準を満たしていると思われる商品等を取り扱う企業に対して直接連絡を取り、ふるさと納税返礼品に登録することで企業が受けられるメリットなどを紹介し、積極的な制度活用を促しており、今年度におきましても新規登録につながった事案がございます。引き続き企業に対する働きかけを行い、ふるさと納税返礼品の充実、また地域経済の活性化や地域の企業との連携強化の実現を図ってまいりたいと考えております。

続いて、4番目のご質問、町内商工業者に向けたふるさと納税返礼品等開発費補助の考えはについてお答えいたします。

議員ご提案の返礼品開発費に係る補助は、地域経済の活性化や新たなビジネス機会の創出、事業者との関係構築など多方面にわたる効果をもたらす重要な施策であると考えております。返礼品の開発に必要な資金を補助することで地域の事業者が新たな商品を生み出すための支援を行い、その結果として、ふるさと納税の寄附額の増額が期待されます。

また、地域の特産品や地元企業の魅力を広く知ってもらう機会にもなり、地元企業への注目、地域ブランドの向上への寄与が期待されます。当町といたしましても、返礼品登録基準の改正による返礼品登録数の減少に伴う寄附金額の減少に歯止めをかける有効的な方策の一つとして、また商工業者への支援を通じた地域経済の発展を目指していくために、当該補助事業の導入を検討してまいります。

続いて、5番目のご質問、ふるさと納税額増加に向けた中間事業者の導入についてお答えいたします。

本町では、中間事業者として株式会社さとふるにふるさと納税返礼品の登録の管理や発送対応、ポータルサイト運営に至るまで、各種ふるさと納税関連業務を委託しております。他者ポータルサイトの管理等もまとめて株式会社さとふるが担っておりますので、複数のポータルサイトへの掲載をしておりますが、事務効率も非常によく、窓口が一本化されているため、行政といたしましても、利用者におきましても、問合せなどをする際の利便性が高いものとなっております。

当該事業者につきましては、ふるさと納税事業者における大手事業者であり、返礼品登録事業者に対して、返礼品の新規登録からその後のサポートに至るまで伴走型の支援を行っており、当町に適した新規返礼品の調査なども行っていただいております。ふるさと納税返礼品の基準を満たしていると見込まれる商品等を取り扱う未登録の事業者に対して連絡を取り、今年度につきましても新規登録に至った案件がございました。

中間事業者の導入は、ふるさと納税額増加に向けた有効な手段となり得ますが、過激な返礼品競争に加わるのではなく、生まれ育ったふるさとに対して、税制を通じてふるさとへ貢献できる制度というふるさと納税本来の趣旨を逸脱することなく、地域振興や財源確保に向けて今後も取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 加藤議員の3項目め、商工業への支援と町のブランディングの6番目の強みを見だし、お金をかけることなく知恵を使ってビジネスの流れを変えるビズモデル型の支援の実施の考えはについてお答えいたします。

ビズモデル型支援は、中小企業や個人事業者の公的支援を目的とした新しい取組の

一つであり、地方自治体が雇用した経営の専門家による相談支援が中心となっています。このモデルは、地元の中小企業や事業者に対して個別にヒアリングを行い、その事業の強みや潜在的な可能性を見だし、適切なアドバイスを提供することで事業の方向性を改善し、売上げの向上を実現することを目指すものです。

支援内容としましては、単なる経済的な支援ではなく、経営戦略の見直し、マーケティングの改善、新たなビジネスモデルの提案など、より実践的で効果的なサポートを行う点が特徴です。従来の支援方法では、中小企業や個人事業者に対し補助金を支給する形が多く見られましたが、ビズモデル型支援は、資金補助に依存せず、知恵やアイデアを活用して事業の成長を促進するため、持続可能な経営の実現に向け、より長期的で安定的な支援を提供する点が大きな特徴です。この点が従来型の支援と大きく異なる部分であり、企業が自力で成長できる力をつけるための重要な支援となります。

既にこの取組を実施している岐阜県関市では、市内にある生涯学習施設にサポートセンターを常設し、地元の事業者に対し経営相談を受け付けています。これにより、地域の中小企業や個人事業者が気軽に相談できる環境が整備され、実際に成果を上げている事例も増えてきています。

例えば、低アレルゲンのスイーツを販売するお店では、これまでアレルギーを持つ子供を主要なターゲットにしていたのですが、ビズモデル型支援を受け、ターゲットを健康志向の大人に変更。その結果、売上げが向上し、新たな顧客層を獲得することに成功しました。

また、住宅の外構工事を請け負う事業者が、従来の広告手法から一歩進み、ブログを通じて職人の活躍を発信するという新たな広告展開を始めたところ、受注件数が増加したという具体的な成果もあります。このようにビズモデル型支援が事業者にとって大きな転機となり、競争力を高める効果を発揮しました。

本町におきましても、この取組は地元事業者の競争力を高め、最終的には地域経済の活性化にもつながる可能性があると考えます。特に、限られた予算の中で知恵を活用し、資金をかけずに強みを引き出す方法は、持続可能なビジネスモデルの構築に大いに貢献するものです。このアプローチにより、事業者は自らの強みを再認識し、資源を効率よく活用する方法を学ぶことができます。これは単に売上げを上げるだけでなく、長期的な企業の成長につながるものだと考えます。過去には、役場庁舎で定期的によろず支援相談の窓口を設けていたものの、相談件数が少なく、廃止したという経緯がございます。

また現在、岐南町商工会においても経営相談を実施しており、事業実施に当たって

は、ビズモデル型支援と商工会の経営相談との違いをしっかりと明確にし、積極的な活用を促す工夫が必要であると考えます。ビズモデル中小企業支援は、究極の地方創生とも言われております。本町の中小企業の売上アップにつながり、経済や地域社会の安定・発展に寄与する大変魅力的な取組であることから、今後もさらなる調査・研究を深め、本町に合った中小企業支援、ご当地ビズモデルとして活用できないか検討してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 2番 加藤雅浩議員。

○2番（加藤雅浩君） 2番議員 加藤でございます。

議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

再質問する予定はなかったんですけど、せっくなのでちょっと改めてお尋ねしたいのが、中間事業者の導入のところで、ちょっと最後ごちゃごちゃとして回答がよく分からなかったもので、改めてちょっとお尋ねするのは、これは十日町市というところの各中間事業者の違いというのを資料としてもらってきました。これそのまま置いておくので見てください。

十日町市というところは、さとふるを中間業者に指定しているのと同時に、もう一つ別の会社を中間事業者として、要は2社契約してやっていますよね。さとふるはさとふるポータルサイト、もう一つの間接事業者はそれ以外のふるさとチョイスであるとか、楽天とか、ふるなびとか、いろんなポータルサイトとのやり取りをするということで、別に1社に限ることは全然ないんじゃないかなというところで、ちょっと最後、さとふるに任せっ切りでやってしまうのか、改めてこの中間事業者を別に1社に限ることではないと思うので、そうした増やしていく考えがあるのかどうかというところがちょっとよく分からなかったもので、お答えをいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 加藤議員の再質問についてお答えをいたします。

様々な中間事業者が存在するわけですが、その各中間事業者の強みを生かしまして、コントロールをして選択をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（櫻井 明君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） 1番議員 広瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき大きく2項目に分け、分割質問方式にて質問いたします。

1つ目、異常気象から児童・生徒を守るために。

近年続いている気候変動による異常気象と地球温暖化の進行により、夏の猛暑や強い雨が激しくなり、暑さによる健康被害や大雨による水害などの影響が懸念されています。

令和4年3月に岐阜県の気候変動に基づく地域の観測予測情報リーフレットによりますと、これまで雨の変化では1時間降水量50ミリ以上の発生回数に有意な変化は見られませんが、2011年から2020年の10年間の平均年間発生回数は、統計期間の当初の10年間と比べ約4倍に増加しています。これにより、今後滝のように降る雨の発生が1.2倍から1.9倍に増加することが予測されています。

下校時における子供たちへの影響も考えられることから、3点質問いたします。

1つ目、警報級、災害級などの判断が難しい場合が増えていますが、岐南町内の小・中学校ではどのように情報を共有し、どのように判断をされていますか。

2つ目、子供たちや保護者から危険箇所や不安に思うこと、不明な点がどこにあるのかという意見を取り入れて、事故発生を未然に防ぐ取組につなげる考えはありますか。

3つ、登下校時の急な豪雨に遭遇した際、自分の命を守るために必要な行動を取れるよう、どのような指導をしていますか。また、学校と保護者間の連絡はどのようにしていますか。

次に、年平均気温の変化についてお尋ねします。

岐阜市では、ここ数十年で約1.8度上がっており、岐阜での猛暑日の年間日数が10年当たり約1.1日増えています。2018年頃から、命の危険があるような暑さ、WBGT、熱中症警戒アラートなどの言葉もよく見聞きするようになりました。2024年の岐阜県での35度以上を超える猛暑日は、6月から8月までに35日間、30度を超える真夏日は65日間となっており、どちらも平年度より10日から20日多くなっています。

これにより、登下校時の熱中症の心配やかぼんの重さがさらなる負担になることが考えられ、学校行事や授業、特に体育や水泳、部活動などにも大きく影響が生じています。児童・生徒のより安全・安心な環境についての対策が必要だと考えます。

このことから、子供たちの登下校時や学校生活における影響について3点質問いた

します。

1つ目、近年続く猛暑による子供たちの登下校時や学校内での健康被害に遭わないために、具体的にどのような配慮をしていますか。

2つ、猛暑日により持参した水分以外でも水分補給が必要となりますが、現在1日に必要な水分を取れる環境はありますか。

3つ、現在、中学校の1階にウォータークーラーが設置されていますが、4階の生徒や遠い生徒は飲みに行く時間がないとの声も聞かれます。ウォータークーラーの台数増加や各階への設置は可能でしょうか。また、小学校に設置する考えはありますか。

以上になります。ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 広瀬議員の1項目め、異常気象から児童・生徒を守るためにということで、6点のご質問をいただきました。

それぞれ6点のご質問に答えるに当たり、私の中で一つ貫くものがありますので、それを初めに申し上げて質問にお答えしたいと思います。

子供たちには、本当に安心・安全な中にも、たくましく育てほしいという気持ちがあります。そのたくましさというのをどう培っていくのかということをお問自答、あるいは教育委員会でも考えながら、日々学校への指導等を行っております。そうした考えが私の中にありますので、そのことだけ先にお伝えさせていただきます。

それでは、1番目の質問に参ります。

岐南町内の小・中学校での情報共有と判断についてお答えをいたします。

近年の気象変動に関わり、ゲリラ豪雨と呼ばれるような大雨が度々発生をしております。こうした気象状況から、子供たちの命を守るために、羽島郡二町教育委員会所轄の学校では、次のように情報を共有し、基準を踏まえた判断、対応をしております。

情報収集については、日本気象協会が発表する警報、特別警報などの気象情報を基に判断をしております。また、下校時などに警報、特別警報等が発表される心配がある場合は、岐阜県教育委員会からの指導を受けること、あるいは教育委員会から岐阜地方気象台に今後の予報を尋ねることなど、最新の情報を得るようにしております。

また、たとえ警報が出ていなくても、ゲリラ豪雨や河川の増水、浸水、暴風等で登下校が心配になる場合は、学校教育法施行規則第63条に基づき、学校を臨時休校にすることや授業を変更すること、下校時刻を変更することや必要に応じて保護者への引渡しをすることで、児童・生徒の安心・安全を確保するよう努めております。

また、判断の基準は、保護者に対し、各学校のホームページやすぐーる等で周知を図っておりますが、警報発表時等の対応についてに基づく対応をしております。

ただし、先ほど述べましたように、警報が出ていなければ安心・安全が担保されるとは限りません。目の前の気象状況、子供たちの目線で学校周辺や通学路など状況を総合的に勘案し、教育委員会の助言の下、学校が適切に判断できるようにしております。

続いて、2番目のご質問、子供たちや保護者からの意見を取り入れ、事故発生を未然に防ぐための取組につなげることについてお答えをいたします。

羽島郡二町教育委員会では、隔年ではございますが、羽島郡通学路安全推進会議というのを行っております。学校やPTA、子供が確認した危険箇所について、各校の交通安全担当職員が報告し、警察や町、県、国の道路行政担当者と情報共有を行い、その対策を検討しております。今年度も行いました。

危険箇所として挙げられるところの多くはPTAと学校がその現場を確認し、状況を報告しております。補修が必要であれば道路管理機関に、規制が必要であれば警察に報告するなど迅速に対応しております。

さらに、岐南中学校においては、生徒から危険箇所について報告がある場合もあり、その都度、事故の未然防止に向けて情報を共有するとともに、関係部局に働きかけているところでございます。

なお、羽島郡通学路安全推進会議で協議・検討した場所については、羽島郡二町教育委員会のホームページ、通学路交通安全プログラムに記載してございますので、どうぞご参照ください。

続いて、3番目のご質問、自分の命を守るために必要な行動を身につける指導と学校、保護者間の連絡についてお答えをいたします。

学校では、ゲリラ豪雨のときはもちろんのこと、困ったときにはこども110番の家や近隣の店舗等に避難をさせてもらうなど、状況に応じて判断し行動するよう指導をしております。

これまでの一例でございますが、下校後に激しい雷雨となった日もございました。児童・生徒がある店舗にお願いして、安全が確保されるまで避難させていただいたこともありました。お礼を述べ、店舗を後にした児童・生徒に対して的確な判断と行動力であったと称賛したことは記憶に新しいところでございます。

このように、自分の命は自分で守る、当事者としての意識を高く持つために、学校では命を守る訓練や小学校の通学班会議、4月当初や夏休みの前の節目となるときに、生徒指導主事の話などにおいて指導を行っております。

さらに、中学校の保健体育の保健領域においては、自然災害による危険、自然災害による傷害の防止、防災の自助・共助・公助の授業があり、実践的な指導の場としております。

また、学校と保護者の連絡手段については、すぐーるを活用しております。緊急時に際して、未読の家庭がある場合には、必要に応じて電話連絡を行うなど努めております。

続いて4番目、登下校や学校内で猛暑による健康被害に遭わないための具体的配慮についてお答えをいたします。

岐南町内の小・中学校では、日照時の日傘の活用、下校時にも必要に応じて水筒に水道水を入れ、適宜飲むように指導しております。

また、酷暑時であってもマスクを着用している児童・生徒には、マスクの危険性についても説明をしております。さらに、子供たちが熱中症の危険度合いを科学的に理解するために、休み時間前にはWBGTの数値を放送し、活動の可否を伝える、そういった学校もございます。

さらに、学校では活動前に水分を取るよう児童・生徒に伝えていること、あるいはWBGTの数値に応じて体育の終了時または下校時に岩塩を砕いたものや塩分補給できるものを担任から配付する学校もございます。岩塩が苦手な児童に対しては、各家庭から塩分タブレット等の代用品を準備することも認めております。

中学校では、体育の授業前に必ずWBGTの数値を測定するようにしております。さらに、体育館での活動では、エアコンを利用し、屋外での活動で実施が難しい場合は活動を中止しております。

また、水泳時やスポーツステーションの練習、持久走後などに体調不良を訴えた生徒に対しては、経口補水液を飲ませて対応をしているところでございます。熱中症予防については、配慮も大切ですが、併せて保健体育の学習や日常の指導から正しい知識を習得し、自分で自分の身を守るための行動ができるようにすることが大切だと思っています。

岐南中学校では、生活指導部長からの全校放送や保健委員会からの注意喚起のポスターによる啓発、放送を通して全校に伝えているということを聞いております。

このように、熱中症予防を自分事として捉え、行動できるように指導することも指導者の配慮とともに併せて行ってまいります。

5つ目、現在、1日に必要な水分を取れる環境があるかについてお答えをいたします。

初めに、児童・生徒の1日に必要な水分量について、年齢、体重、活動量、気温な

どによって異なりますが、文献によりますと、体重1キログラム当たり、学童期では50から90ミリリットル、思春期では40から50ミリリットルが適量とあります。体重30キログラムの子供を例に算出しますと、1.5から2.7リットルが必要な水分量となります。これらの水分量は、水やお茶などの飲料水だけでなく、食事での水分も含んでおります。

学校における水分補給の環境につきましては、小・中学校の各階の廊下に水飲み場として水道設備が備え付けてございます。学校の水道水は、簡易水道維持管理により定期的な保守点検や水質管理を行っておりますので、安全面や衛生面での問題がなく、飲料水として利用することができます。したがって、1日に必要な水分を取れる環境は整備されていると捉えております。

6番目、ウォータークーラーの台数の増加や各階または小学校への配置についてお答えをします。

ウォータークーラーの現状と認識につきましては、現在、町内の小学校にウォータークーラーは設置されておられません。中学校では、主に部活動など激しい活動時における水分補給対策として、屋外に5台のウォータークーラーが設置されております。

また、先ほどの答弁でも触れましたとおり、各小・中学校においては、熱中症予防に向け、自己管理の指導や予防対策に取り組んでおります。

また、各学校には水道水を飲むことができる環境が整っており、時間を見て自ら持参した水筒に補充することも可能でございます。そうしたことから、現段階ではウォータークーラーなどの新設や増設することは考えてはおりません。

なお、引き続き気象情報等には十分留意をして、児童・生徒が安全に活動できるよう、学校との連携を図りながら対策に努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） ご答弁ありがとうございました。

1点、再質問させていただきます。

6番目の質問なのですが、ウォータークーラーの設置台数の増加や各階への設置は可能でしょうかというところで、現段階でのウォータークーラーの新設や増設の必要がないとのことですが、各学校には安全に水道水を飲むことができる環境は整っていますが、気温が高い日など水道水がお湯に近くなることが考えられます。喉を潤し、体を冷やす効果が期待できないと思われそうですが、その点についての考えをお尋ねいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 広瀬議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重なる部分もございませけれども、簡単に触れていきたいと思います。

夏場は多くの児童・生徒が水筒を持参しております。休み時間等を利用して適宜水分が補給できるかな、そんなことも思っています。体育などでは給水タイムを設けることなども先生方がしていらっしゃるということ、それから気温が高い日には水道水がぬるく感じることもあるでしょう。ただ、日常の水道というのは飲料水だけではなくて、掃除とかトイレとかでそれぞれ使っているわけで、循環しているというか、そうしたこともありますので、少し流せば冷たい水が出てくるのかな、そんなことも思っています。学校に問い合わせたら、さほどそういった子供たちからの声は聞かれていないということ聞いております。

それから、水分補給で常温ですね、冷たい水を飲み過ぎるとおなかが痛くなったりとかしますけれども、常温が推奨されているというようなことがございます。あと、体を冷やすということも含めて、各教室や体育館には空調設備が設置されており、温度管理がなされた環境下で学習等が進められているというような、それらのこうしたことも踏まえて、体調管理ができる環境は整備されていると考えております。

また、ただ体調不良を訴える児童・生徒が出る可能性が十分あります。あるので、保健室で休養と必要に応じて緊急搬送のそうした体制が取れるということを常に危機管理意識を持って学校では対応していくよう努めております。そうした生徒が出ないということではなくて、出るかもしれないという意識を常々持ちながら子供たちと関わっているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 1番 広瀬恵理子議員。

○1番（広瀬恵理子君） 1番議員 広瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、2項目めに入らせていただきます。

子供たちの幸福度向上を目指す。

2024年度、小・中・高生の自殺者が過去最多という衝撃的な報告がありました。原因や動機を調査すると、病気の悩みや影響などの健康問題、学友などとの不和などの学校問題、親子関係の不和などの家庭問題が挙げられています。

日本の子供たちが幸せを感じていないという結果が国際調査で明らかになりました。先進国38か国の中で幸福度は20位である一方、身体的健康が1位なのに対し、精神的幸福度は37位と最低レベルです。ユニセフが国連統計を分析した報告書では、日本は子供が生活に満足していると回答した割合が最も低い国の一つとされています。メンタルヘルス対策の重要性が指摘されています。

教育評論家は、精神的な幸福度の低さについて、過熱する受験競争により自己肯定

感が傷つけられ、幸福感が育ちにくいと指摘しています。子どもの権利条例や文部科学省から発行されている家庭教育手帳など、子供たちを守るための取組はありますが、それが実際に子供たちに届いているかは定かではありません。

この条例は、弱くて大人から守られる存在という考え方から、子供も一人の人間として人権、権利を持っている、つまり権利の主体であるという考え方に大きく転換させたものです。子供たちが自ら物事を決定、判断する力を持つことが今後ますます重要となり、それが幸福度や精神的幸福度の向上につながると考えられます。

令和6年度9月の一般質問では、児童虐待相談件数について、12月の一般質問ではいのちの学習について質問しました。

しかし、本来、子供の権利や生きること、育つことは、わざわざ条例を制定しなくても当然認識されるべきです。しかし、現実には、全国の多くの自治体が子どもの権利条例を制定している状況です。

これは、守られていない多くの子供たちを一人でも心身ともに社会全体で救いたいという願いからではないでしょうか。しかし、大人だけで子供についてのことを決めていくのは一方的になり、子供だけで決めるにも課題があります。大人と子供が共に協力し、対話を通じて最善の解決策を見つけ出すことが必要です。

このことから4点質問いたします。

子供たちに子供の権利について広く知ってもらうために、町としての考えをお聞かせください。

子供たちが主体となり、意見を交流する場や機会を設けることは今後可能でしょうか。町として、子供の権利を守ることについての重要性をどのように考えていますか。

岐南町での子ども条例を制定する考えはありますか。

以上です。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 広瀬議員の2項目め、子供たちの幸福度向上を目指すためにについて4つのご質問をいただきましたが、全て関連がございますので、併せて一括でお答えをいたします。

これから申し上げます子供の権利は、本来、全ての子供が生まれたときから持ち合わせ、当たり前前に保障されているものとして申し上げます。

その当たり前は、命が守られ、健康的に、そして自分らしく過ごせるために必要なことです。しかしながら、現実には若年者の自殺者数の増加や虐待案件は後を絶ちません。その状況に心が痛むばかりでございます。

本町にとって子供は未来を担う大切な存在であるとともに、今を生きるかけがえない存在でもあります。子供たちは、これからの地域社会を支え、発展させていく存在であると同時に、今を生きる一人の住民として、日々の生活の中で成長し、学び、笑い、地域と関わりながら暮らしています。子供が健やかに成長し、伸び伸びと自分の可能性を広げられることは、地域全体の活力や持続可能性にもつながることであり、町全体の未来をつくる基盤であると考えています。

そんな子供たちの幸福度向上を目指すには、子供一人一人が尊重され、健やかに成長できる環境を整えることが重要ですが、それにはその当たり前の権利が保障されているかどうかに関係します。

子供たちが主体となり、意見を交流する場や機会を設けることにつきましては、子供たちの声に耳を傾け、まちづくりに参加できる機会をつくることも重要であるとともに、子供たち自身だけではなく、行政や地域も子供の権利について理解し、対話を通してまちづくりに取り組むことで、子供だけでなく、みんなが幸せな地域になっていくのだと思っています。

今後は、私の公約でもあります子供の居場所づくりなどを通して、子供たちが自らの権利を正しく理解し、安心して成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、子供の権利を守ることは、単に子供を保護するという視点だけでなく、子供自身が社会の一員として尊重され、将来的に自立した大人へと成長できるよう支援することでもあります。

また、時に子供は自らの意思で生活環境を選ぶことが難しく、周囲の大人や社会の支えが必要です。価値観が大きく変化している社会にあって、子供たちを取り巻く環境をつくっていく過程においての条例の位置づけは重要であり、事業の持続性を鑑みても大変有意義であります。

子ども条例は、単なる理念ではなく、地域の未来を形づくる大切な基盤となります。条例の存在とともに、本町の強みである子育て支援の充実や地域コミュニティーという資源を活用することで、さらなる地域全体の発展となり、より一層高いステージに進むことが期待できると考えておりますことから、条例の制定に向けては今後取り組んでまいります。以上です。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） 10番議員 木下でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

通告に従い、3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、子供への文化芸術鑑賞の開催状況と今後の計画についてお伺いをいた

します。

子供への文化芸術鑑賞は、文化庁が2002年度から進めている事業です。小・中学校などでプロの文化芸術団の舞踊や演劇や音楽などの巡回公演を開催したり、個人や少人数の芸術家を派遣し、義務教育の段階から本物の芸術、そして質の高い文化芸術に触れることで、豊かな人間性を育むための事業です。

また、将来的に文化芸術の担い手や受け手の育成にもつながるとしています。しかし、コロナ禍で学校巡回公演の多くが中止となり、子供たちの芸術鑑賞、体験機会が大きく減少したと言えます。しかし、文化庁の2023年度の調査によりますと、巡回公演を鑑賞した児童・生徒の9割が楽しかった。7割が今後も機会があれば自分で劇場や美術館に行って文化芸術を見たり聞いたりしたいと答えているということです。

そこでお伺いをいたします。

1つ目、岐南町の小・中学校での今までの開催状況と子供たちの反応、評価をお聞かせください。

2つ目、今後の開催に向けての動きと開催計画等をお聞かせください。

これで1項目めの質問を終わります。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 木下議員の1項目め、子供への文化芸術鑑賞の開催状況と今後の計画の1番目のご質問、岐南町の小・中学校での今までの開催状況と子供たちの評価、反応についてお答えをいたします。

岐南町内では、3小学校の全てで毎年音楽あるいは演劇を鑑賞する機会を設けております。さらに、文化庁の巡回公演の活用では、独立行政法人日本芸術文化振興会が実施する舞台芸術等総合支援事業学校巡回公演において、令和5年度の例でございますけれども、北小学校が聴覚障害者が参加をしている人形劇団デフ・パペットシアター・ひとみによる児童劇を鑑賞しております。

また、岐南中学校では、今年度、岐阜県教育文化財団による実演芸術アウトリーチ事業を活用して、岐阜県交響楽団によるオーケストラ演奏を鑑賞いたしました。オーケストラの生演奏のほか、楽器の特徴や演奏方法についての解説、代表生徒による指揮者体験もあり、3年生はオーケストラの演奏で大地讃頌の学年合唱を行いました。

演劇を鑑賞した児童は、実際に劇を見ることがあまりないので楽しみにしていました。役者さんたちの演技は迫力があってすごいと思ったし、とても楽しかったですと答えております。

オーケストラの演奏を聞いた生徒は、実際に目の前の直接オーケストラの演奏を見

たり聴いたりさせていただき、指揮者と演奏が一体となったときの響きが体にまで伝わってきました。すごく雄大で、もっと聴いていたいという気持ちになりました。

また、実際に指揮を体験させていただいたので、全員で一つのものをつくり上げるという音楽の楽しさを改めて実感させていただきましたなどと感想を述べておりました。

また、岐阜交響楽団は、岐南中学校の演奏会での感想をSNS等に次のように投稿しております。

生徒さんたちが真剣なまなざしで演奏を聞いていたのが印象的でした。大地讃頌を3年生の合唱とともに演奏しましたが、合唱の迫力が間近で感じられ、オーケストラ一同も気持ちが大変熱くなり、すごく幸せな時間を過ごさせていただきました。岐南中学校を愛する心の籠もった歌声は大変すばらしいものと感じました。

このように芸術鑑賞を楽しみにしている児童・生徒が多く、貴重な学びになっていると感じております。

続いて2番目のご質問、今後の開催に向けての動きと開催計画等についてお答えをいたします。

文化芸術鑑賞は、さきにも述べましたように、子供たちにとっては大変有意義であり、創造力や思考力、コミュニケーションの能力を養う上でも、文化芸術に触れる機会は重要であると考えております。令和7年度においても、岐南町内の全ての小・中学校で芸術鑑賞を計画しております。

また、教育委員会といたしましても、文化庁や県が実施する巡回公演等についても、機会あるごとに各学校へ周知し、活用を働きかけてまいりたいと考えております。さらには、伏屋の獅子芝居や夢飛翔太鼓など岐南町で活躍されている団体には、今年度も町内の小学校でご披露いただきました。今後も児童・生徒が地域の文化に触れる機会を積極的に取り入れたいということを考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございます。

では、2項目めの質問に移ります。

災害時の対応をお伺いいたします。

能登半島地震から1年が過ぎ、障害者や要介護者をはじめ、災害関連死で亡くなる方が300人以上を上回り、災害で直接亡くなった方の人数を上回ったとのことでございます。

幸い災害が少ない岐南町でございますが、最近よく話題になります南海・東南海地震のような大きな地震が発生すれば、先日お伺いしました岐南町社会福祉大会での記

念講演でも語られておりましたが、この地域は木曾川から運ばれた砂利や砂からできた扇状地の一部ということでした。ということは、大きな地震が来ますと液状化現象が起こり得ると考えられます。家屋が倒壊しなくても家が傾き、住めない状況になる可能性も多くあると考えられます。そのような状況のとき、在宅医療や在宅介護等を受けておられる方々に体育館への避難を勧めることはできません。こうした方々への避難場所等お伺いいたします。

1つ目、現在、自宅での医療、また自宅で訪問介護や家族介護を受けておられる方は何人おられるんでしょうか、お教えてください。

2つ目、こうした方々のための避難所をどのように準備されておられますか、お聞かせいただきたいと思います。

これで2項目めの質問を終わります。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 木下議員の2項目め、災害時の対応を問うについての1番目のご質問、現在、自宅での医療または訪問介護や家族介護を受けておられる方は何人くらいおられますかについてお答えのほうをいたします。

自宅で医療を受けている方は、令和5年度の年間訪問診療実績からすると推計約110人、訪問介護の利用者は、令和6年12月の給付実績では374人となっております。家族介護を受けてみえる方の人数の具体的な数値は持ち合わせておりませんが、第9期介護保険事業計画策定時のアンケートで、要介護認定を受けている高齢者の約95%が家族から介護を受けているとの回答から推計しますと、約620人が家族介護を受けているものと思われます。

また、令和7年1月の介護保険事業状況報告における介護サービス別の受給者数を見ますと、全体の約8割は在宅サービスの受給者となり、介護認定者の多くがサービス提供時以外、家族から介護を受けて生活していることが分かります。

続きまして、2番目のご質問、訪問医療、在宅介護の方たちのための避難所をどうお考えですか、具体的にお答えくださいについてお答えのほうをいたします。

令和7年2月25日のNHKの報道によれば、能登半島地震における災害関連死者数は307人となり、直接死者数の228人を大きく上回りました。災害による直接的な被害でなく、避難生活や医療体制の崩壊、持病の悪化など間接的な要因で死亡される方は非常に多く、内閣府によれば、令和元年度から令和3年度に審査された災害関連死の事例のうち、亡くなった方の約82%が70歳以上の高齢者であるという報告もあります。

災害関連死の主な原因は、避難生活による肉体的・精神的な疲労、初期治療の遅れや持病の悪化、劣悪な生活環境による疾患、エコノミークラス症候群の発症が原因と言われており、町には災害関連死を出さない、そんな対策が求められています。

議員ご指摘の訪問医療や在宅介護を受けてみえる方、いわゆる災害時に支援が必要となる方、避難行動要支援者の避難対応につきましては、平成25年8月に内閣府で作成された避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針により対応方法が示され、具体的には、その指針に従い対応することとなります。

災害対策基本法において、地域防災計画の定めにより、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために、町には避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられており、要介護認定者、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者、その他支援が必要な方の中で、一定の基準を満たす方の情報を取りまとめ、名簿を作成し、対象者の同意を得て、地域支援者への情報提供を行い、災害発生時にいち早く支援ができるよう備えているところでございます。

災害に備えた機関として、町では笠松町とともに在宅医療・介護連携推進協議会、防災部会を共同設置しており、羽島郡医師会、羽島郡歯科医師会、羽島薬剤師会、羽島郡内介護事業所、岐阜羽島警察署、羽島郡消防、岐阜保健所を代表とする委員と行政で構成される防災部会において、災害時の備えについて定期的に話し合う場を設けております。

防災部会においては、被災後、住み慣れた居住空間、生活環境で過ごすことが身体的・精神的に本人にとって負担が少ないこと、避難場所としての受入れ体制にも限界があることから、自宅が損壊して住めない状態である場合を除き、在宅避難を推奨する方向性が定められ、あらかじめ在宅避難に対応できる食料、飲料、簡易トイレ等の災害備蓄品を備えることや、家具の転倒防止、出入口確保のための部屋のレイアウトの見直し、ふだん飲んでいる薬を一定量確保しておくこと等重要性を掲げ、各個人が実施すべき対策として周知啓発を図りながら有事に備える方針となっております。

なお、在宅避難者への支援につきましては、被災を免れた地域の介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、介護支援専門員、看護師、リハビリ専門等で構成される災害派遣福祉チーム「DWA T」による福祉的支援の実施を想定しております。

自宅が損壊し、在宅避難が困難で、指定避難所での生活が難しい避難行動要支援者の2次避難先として福祉避難所があります。福祉避難所とは、一般の避難所で長期生活することが難しい高齢者や障害のある方などを対象に開設される避難所で、町では災害時に町の公共施設くつろぎ苑、ほほえみ会館、やすらぎ苑内のスペースを利用

し、福祉避難所を設置するほか、町と協定を結んでいるサワダデイサービスセンターぎなん、岐南仙寿うれし野、森島整形外科デイケアセンター、さくらの舞、ゆきの舞、ほたるの舞、もみじの舞、ハピネス岐南、愛の家グループホーム岐南を福祉避難所として開設する予定でございます。

なお、協定を結んでいる福祉避難所におきましては、重度の障害者、要介護４・５の方を受け入れていただくことを想定しており、医療・介護の専門職スタッフによる対応が可能となる見込みでございます。

避難所には、避難者の生活拠点としての機能に加え、在宅避難者の支援拠点としての役割もでございます。今後、防災部局と共に令和６年６月に内閣府で策定の在宅・車中泊避難者等の支援の手引きに基づいて、在宅避難者における避難所の在り方についての検討を進め、避難者の中から災害関連死者を出さないという思いで施策を推進できるような努めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございました。

1点、再質問させていただきます。

ご答弁にありました家族介護を受けておられる方の人数の具体的な数値は持ち合わせていないとございましたが、要介護、先ほどもおっしゃいました要介護４・５という介助を受けないと身体を動かさないような、ほとんど寝たきり状態の方の在宅介護、家族介護を受けておられる方の人数等状況が分かる範囲内で教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 木下議員の再質問のほうにお答えいたします。

令和７年１月末現在の要介護４の認定者は122人、要介護５の認定者は93人で、合計で215人となっております。

また、令和７年１月の要介護４・５のサービス受給者の合計は236件、そのうち133件、約56%の方が居宅介護サービス、いわゆる在宅サービスのほうを利用されております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 10番 木下美津子議員。

○10番（木下美津子君） ご答弁ありがとうございました。

では、3項目めの質問に移ります。

認知症をより理解するためにお伺いをいたします。

昨年９月議会の一般質問でお伺いいたしました。そのときのご答弁を踏まえて、再度お伺いをいたします。

1つ目は、認知症や認知症予防の正しい知識の講演、そして軽度認知症、MC Iの改善について学ぶ講義を開催するため、羽島郡医師会の専門医や学官連携の協定のある学校との相談等を進め、開催を検討するとのご答弁でございましたが、どのように準備、検討され、開催はいつ頃を予定し進められていますか、お聞かせいただきたいと思ひます。

2つ目、認知症希望大使による講演を令和5年9月に開催され、その折、次年度以降の開催継続も考えているとのことでごございました。そして、今回は講演会形式ではなく、より身近に接し合えるミーティング形式で行う予定をしている。今年度中の開催に向け準備をするとのことご答弁をいただいております。令和6年度も3月の中旬となり、今年度も残り少なくなつてまいりましたが、計画はどのように進んでおりますか。また、今後のお考えもお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 木下議員の3項目め、認知症を理解するためについての1番目のご質問、認知症、認知症予防や軽度認知症について学ぶ講義開催の準備等、どのように検討され、いつ開催予定として進められていますかについてお答ひのほういたします。

町では、認知症の理解を深めていただくため、昨年11月17日に介護の日フェアを開催し、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるよう、認知症関連のドキュメンタリー映画の上映、VRゴーグルを使用した認知症体験、認知症疾患医療センター職員による認知症簡易チェック及び認知症サポート医による認知症相談のほうを実施いたしました。

映画を見た町民の方からは、介護の大変さや認知症について知れた。認知症本人やその周りの人の苦勞を知るきっかけとなった等の感想をいただいたほか、映画を見た中学生ボランティアより、地域包括センターに認知症の祖母についての相談があり、介護サービスにつながるケースがある等、認知症に対する知識向上、普及啓発に一定の効果が見られました。

認知症を正しく理解するための継続的な取組として、地域包括支援センターでは認知症施策推進事業としまして、チームオレンジ交流会、認知症サポーター養成講座等を行い、認知症予防、認知症の理解の推進を図っており、認知症の人もそうでない人も、誰もが一緒に安心して暮らせる地域の実現に向けて取り組んでおります。

今年度、議員より認知症や認知症予防の正しい知識を学ぶ認知症専門医による講演及び軽度認知症の改善について学ぶ講演会を行つてはどうかのご提案がござい

たが、講演形式の場合、単発的な授業となるため、より認知症予防に効果的で根拠に基づく実践的なものがないかと検討していましたが、国立長寿医療研究センターが実施するJ-MINT、多因子介入プログラムの実証事業があることが分かり、昨年10月にこの事業の説明を受け、令和7年度から当事業に参加することといたしました。

この実証事業プログラムは、国立長寿医療研究センター、名古屋大学、名古屋市立大学、藤田医科大学及び東京都健康長寿医療センターによる共同研究で、軽度の認知症のある高齢者が生活習慣病の予防や治療、運動教室への参加、食事の回数や栄養バランスの指導、認知トレーニングの4つのプログラムに取り組むことで、認知機能の改善につながることを認められた明確なエビデンスに基づく内容となっており、軽度認知症の改善につながる施策として期待のほうをしております。当プログラムへの参加により、認知機能向上効果を実感し、チームオレンジ交流会等で情報を発信、その情報が口コミで多くの方に伝わり、プログラム参加者がさらに増加することにつながっていただければと、そんなふうに思っております。

続きまして、2番目のご質問、認知症希望大使による講演の開催計画の進捗状況と今後の考え方はについてお答えをさせていただきます。

昨年9月の議会、一般質問において、昨年度の認知症希望大使を招いた講演会開催に引き続き、今年度は認知症希望大使によるミーティング形式で行うことを思料している旨をご答弁のほうをさせていただき、岐阜県で4人目の認知症希望大使の委嘱式の際には本町の職員が同席し、今後、本町の認知症の普及啓発のためにご尽力いただけます旨をお願いしてまいりました。

その後、令和7年1月に開催された認知症地域支援体制推進全国合同セミナーのほうにおきまして、国の認知症施策推進基本計画における当事者参画の重要性について触れられ、行政には、認知症の人とその家族、認知症の人と密接な関係を有する者の参画を得て、意見を聞き、対話をしながら、共に認知症施策の立案等を行うことが求められ、日常関わっている認知症本人や家族の悩みを直接聞ける機会を持つことの重要性を再認識いたしました。本人ミーティングの開催方法について再検討のほうをしてまいってきたところでございます。

認知症施策推進基本計画における本人ミーティングとは、認知症の人の社会参加機会の確保を施策として位置づけられるもので、認知症の人が集い、本人同士が主になって自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合い、発信をしていく場、本人だからこそ気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士、そして地域を伝

えていくための集まりとされております。

こうしたことから、町では認知症施策推進基本計画に基づく本人ミーティングを開催できるよう、岐南町社会福祉協議会の認知症地域支援推進員、地域包括支援センター職員が支援しているチームオレンジ交流会において、ゲームやレクリエーション活動を通じ、認知症ご本人やその家族の方との交流を深めながら、よりよい関係性の構築を現在進めている段階でございます。

認知症になっても、将来的に自分らしく暮らし続けるため、認知症ご本人が必要としていることを把握し、発信・共有する場、認知症のご本人の視点に立ったよい施策や支援を一緒に進める場として、本人ミーティングが適切に機能するよう努めてまいります。

最後になりますけれども、今年度は議員ご提案の認知症希望大使本人または家族からの生の声を聞く機会の実現には至りませんでした。認知症希望大使による講演は、認知症の本質を広く町民の方に知っていただく貴重な認知症対策となりますので、併せて県を通じ認知症希望大使による講演を定期的で開催できるよう依頼していくつもりでございます。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（櫻井 明君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

議長のお許しをいただきましたので、分割質問方式で2項目について質問をさせていただきます。1時間で終われるかどうかというところでございますので、少し早口でお話しさせていただきますので、聞き取りにくいところがあるかも分かりませんが、ご了承願いたいと思います。

それでは、公共交通の未来に賭けて第3弾ということでもありますけれども、既に7度目の公共交通についての一般質問をさせていただいておりますので、今回はちょっと切り込みたいと思います。

議員となって4年半、これでもかとはばかり8回にわたり取り上げてきた公共交通について、ここにおられる行政の皆様、そして議員の皆様方にはもう十分にご理解をいただいていることと存じますが、後藤町長の就任後、公共交通の在り方が何だか整理されていない、まさにその一言に尽きるということを申し上げ質問をこれからしてい

きたいと思います。

巡回バス廃止を政策公約に掲げた町長が、その後、高齢者支援策が重要と言い換えながら廃止をためらう。しかし、その方向転換については、根拠ある説明も代替案の提示も8か月、いや10か月が経過した今でも一切なし。そのコミュニティタクシーの継続、改善に向けた協議会も行われず、高齢者支援と称してバスとタクシーを同じ土俵で議論する曖昧な手法が続いている。結論を先送りし、契約期限を待つだけの姿勢にも見える。これは単なる政策の迷走ではなく、決断力の欠如、あるいは意図的な先延ばしと言わざるを得ません。

町長が巡回バスに触れていなければここまで申し上げることはなかったでしょう。しかし、公約を掲げた以上、その実現に向けた具体策を示すのが町長の責務ではないでしょうか。ところがその後、バスについて方向づけを示されることもなく、会議の運営そのものが改善や改革につながらない構造になっている形ばかりの会議であったように思います。参加をして私はそういうふうに感じました。

そこで、これまでの経緯や会議の運営がどうだったのかを振り返ってみます。

令和6年6月議会の一般質問を皮切りに、同月の第1回岐南町公共交通会議及び岐南町地域公共交通活性化協議会が開催されまして、7か月後の令和7年1月、第2回、同様の会議が行われました。後藤町長の公約である税金の無駄をなくします、巡回バスの早期廃止を目玉政策とされましたが、気がつけば10か月経過してもいまだに進展は見られません。結論を申し上げますと、我が町のコンパクトタウン岐南町においては、高齢者の外出支援、足の確保はコミュニティタクシーなんです。そのコミュニティタクシーを高齢者にとって、もっともっと使いやすくするために、運行の拡充とシステムの高度化を図ることが重要であり、コミタクとコミュニティバス、巡回バスの運用とは会議を分けるか、別の枠組みでの検討が必要ではないかと。

アンケート調査や会議を見ても、目的、高齢者の外出支援、足の確保が第一義というのはよく分かります。しかし、その目的がバスとタクシーに共通するという理由から、それぞれの分析をしながらも、ごちゃ混ぜの会議、ごちゃ混ぜのアンケートであったことが大きな問題として、今回の第3弾公共交通の未来に賭けてのお話をしていきます。

では、なぜここまでバスについての問題解決を遅らせたのか。それは、総合政策部の担当者おっしゃる方針と、町長の施策に乖離が見られることが大きな要因だと思っております。1月の第2回公共交通活性化協議会の席上でも申し上げました、先般、施策にずれがあると言うと、担当の方は、町長と事務を行う者に考え方の相違はありません、あるはずがありませんと強調されましたが、町長の発言にもあるように、高

高齢者の外出支援、足の確保という耳触りのよい言葉を前面に押し出されるも、町長本人の公約である税金の無駄をなくします、巡回バスの早期廃止の考えもあってか、町長の本心は一体どこにあるのか、またその根拠を説明されることもなく巡回バスの廃止方針が撤回される様子もありません。また、巡回バス自体をどのように改革するのかについても具体的な方針は示されていません。

このままでは、総合政策部に丸投げなのか、それとも公約そのものに問題があったのかがはっきりしません。存続を望む声があるのも事実です。非常に難しい問題ではありますが、町長は税金の無駄だから巡回バスを早期に廃止しようとした。すると大きな壁にぶつかった。しかし、その大きな壁を壊してでも町民にとって廃止が得策なのか、いや廃止をすべきではないのか、その判断に向けて何を検証し、どこに落としどころを見いだすべきかについて具体的に着手しなかったことが現在の状況を招いているのではないかと考えます。

そこで、町長就任以降の発言に目を向けるとその理由が少しずつ見えてきます。6月議会、令和6年6月、そのときのご発言、私からの質問に巡回バスを廃止する根拠と巡回バス廃止に伴う具体案というのを私が問いました。町長の答弁は主な目的として、通勤と通学がおよそ50%を占めると、運行本数やダイヤの満足度も低いという結果から、高齢者や障害者など交通弱者の普通の生活を支えるという本事業の目的と、利用状況のミスマッチが生じている状況にあるというふうに捉えているとおっしゃいました。

それが、第1回令和6年6月18日公共交通会議では、とりわけコミバスは、高齢者のニーズに的確に答えるため、方針転換が必要で、次回以降の会議で提案したいとおっしゃった。それから、その次、第2回令和7年1月20日、公共交通会議、公共交通活性化協議会では、コミバスにおいて一番最初にコミバスが始まったときには、最も重要である高齢者の外出支援、足の確保が目的であるということでスタートしておりますので、ここの分析、根拠を積み上げる、新たな課題である車を持っていない町民の方々の生活しやすい暮らしを得ていくかの視点を持って来年度進めていきたいと思うとおっしゃった。いいことをおっしゃいました。

同会議で担当課長の発言、バスの大きな見直しをする場合、高齢者の外出支援に向けて実行された場合に、大きなマイナスになるようなことがあれば、それは改善でも何でもありません。必ず大きい見直しをする際には、代替えとなるものを準備する必要があると発言されましたが、執着していらっしゃるのか。

しかし、6月議会での町長のご発言には、高齢者対策が巡回バスではないというような見解、方向性を示される一方で、会議やアンケート調査ではごちゃ混ぜで区分け

をされていない、巡回バスの改善方法とデマンドタクシーの拡充と高度化を進めるといふ2つ、これを分けた協議や調査が必要であるのに、高齢者支援の目的を大義名分とし問題である巡回バスのどのように改善するか、そういったところが目的がずれていることに懸念を抱いています。担当課長と後藤町長の問題を整理していないということ、こういったことを申し上げておきます。

そして、岐南町公共交通会議、地域公共交通活性化協議会、これが討議や協議になっていないのが、岐南町公共交通会議の幹事会、これ出させていただきましたのが令和6年の8月16日、そして第2回の岐南町公共交通会議、地域公共交通活性化協議会の中でも同様に会長である、町長が会長ということになりますけれども、この司会進行は、毎度ながら質疑は老人クラブの杉江会長と私、ほぼこの2人だけで、それも担当課長と町長がお答えになるだけで、問題や課題を、要は専門家に振らない、こんな会議では発展も改善も改革もないということがよく分かりました。

以上より3点質問させていただきます。

1つ目、総合政策部の方針と町長の施策に乖離、ずれがあるように感じますが見解をお聞かせください。

2つ目、巡回バス、コミュニティバスの在り方、改革については、今後どのような方法で取り組むつもりか。

3つ目、高齢者支援と称してバスとタクシーを同じ土俵で議論する曖昧な手法を続けてきたが、コミバスの問題とコミタクを別々に分けて取り組まないと、これまさに二兎を追うものは一兎をも得ずになるなど私は思います。今後の地域公共交通活性化協議会において、巡回バスとコミュニティタクシーを分けて協議していく考えはありますか。

次に、今後予定しているというワークショップ、これについて各校区、3校区でしようか、行うということをお聞きしましたが、これは一つの手法であると思います。後藤町長就任の6月議会でも、私から町長にあったこの提案型7件をいたしました。ここであれですけれども大まかなところを申し上げますと、コミタクにおいては、電話は2回するという一つのルール、これは1回にしたらどうか。それから、毎時ゼロゼロ分というのを、もう30分というのを加えたらどうか、2本にすると。そして、1時間以上前の電話予約という条件を45分前にする、繰り下げるといふことでシミュレーションを立てましたが、そのときはお話ししました、1本前の時間帯に乗車が可能と。これ、待ち時間でいきますと、現状のままいきますと、最短で60分から119分、2時間待たなくちゃいけない。提案をしたものにうまくそのままいけば、最短45分待ち、最長でも74分待ち、要は45分短縮するということになります。

そして、アイシン精機、チョイソコ、この担当課長とも話したことあるんですけれども、提案済みの各務原市、笠松町、岐阜市柳津を加えることで、イオンモール、そしてカラフルタウンまでつなぐことができるという、こういった他市町とのつながり、連携もできます。そして、コミバス、笠松町営バスとの連携ということ、これも米野と中野というのがもう接点、ほとんど岐南町とくっついていますので、ここをつなげて松波病院まで直行したらどうかということも提案しました。

それから、笠松駅のハブアンドスポーク、放射線状に中心地へ向かうというバス輸送を拡充するという。これは、通勤や通学の利便性を高め一家で複数台所有している自家用車のうち1台削減をする経済効果を目指すと同時に、車の減車によるガソリンの消費、削減という家計に優しい、負担軽減につながることも町の魅力としてPRもできるなど幾つもの提案をしまいいりましたけれども、その分析と見解をいまだにいただいていないというところ。

先般、第2回公共交通会議では、担当課長からこんなふうに言われました。三宅議員の提案はありがたいが、岐南町のスケールにふさわしいかを考えざるを得ない。よく分からないことだったんですけど、よくよく考えてみましたところ、これはうまくかわしているだけで、否定はしていないが懸念はあるというふうにおっしゃっているんでしょうということで受け止めるそんな発言。そしてまた後藤町長からの答弁と同様に、6月議会以降、第2回の公共交通会議、地域活性化協議会の発言にも提案がふさわしいかを考えざるを得ないというこの7か月間の間には行政側から見解や討議を持ちかけられるということはありませんでした。

そんな中で、一体どのようにこれをまとめていくのか、ワークショップですね、というところ。またワークショップを行っていく旨のお話、第2回、この協議会の一つの方策というふうに伺いましたけれども、新規予算で突然のワークショップ事業にコンサルティング料、費用をかけて見直しを図るというふうに聞きました。驚いているわけですがけれども。

まずは、この岐南町の公共交通、すなわち問題であるコミバス、こういったものを例えば100人が100人にお伺いしたときに、100通りの意見を聞き出すわけでございますけれども、こういったものを目指す目的に合わせて今でいう生成AIでこういったものをまとめる、当然ながら何を目的にするかはこちらサイドが言わない限りはAIも迷っちゃいますので、まずはそういった町をどうするか判断するのかということから始めてもいいんじゃないかということは思っております。

以上の中で、4つ目の質問をいたします。

行政部内では、巡回バスの方向性、改革についていまだ定まっていない状況です

が、ワークショップに出た意見をどのようにまとめていくかお考えをお聞かせください。これは新規予算というのが上がる、ワークショップ事業というのを伺う前の質問でしたので、純粹にワークショップがどうかということをつくったわけでございますが。

それから次に、2回目となる岐南町公共交通会議、地域公共交通活性化協議会が1月20日に行われました。そのときのアンケート調査について申し上げます。アンケート調査がどんなものかというところもあるんですけども、この調査が実は12月の初旬より23日を締切りとして行われたようでございます。アンケート調査がとても大きな意味を持つ材料と分かりながら、結果と分析が欲しいこの1月の20日に欲しいなと思っておりましたが用意しなかった、されなかったということが大きな問題と考えております。第2回の会議が1月の開催であることは、7か月以上前、この第1回のおきに分かっておったわけですから、とにかくスピード感がなさすぎであるということですね。

また、アンケート調査については、それぞれの目的が違うことは分かっておるはず。高齢者対策はタクシーであり、巡回バスは改革が必要であるということですよ。先ほど言ったような二兎を追うものは一兎をも得ずということをやっているのか、意図的な先延ばし、契約期間が満了する令和8年度をもって終了し、その後の事業の継続は全く考えておりません。なお、代替手段の提示など早期解決に向けた要件が整えば、事業廃止の時期が早まることもありますと、これもままならず根拠も示されないという分析をしております。

また、巡回バスの経費と費用実態を見て、税金の無駄をなくします、巡回バス早期廃止とおっしゃった町長。しかし、高齢者の外出支援等、足の確保が第一義ともおっしゃる、そして事業者との契約もある、改善のために時々会議をしていますといった公約と同じようなパフォーマンスにも見える。ここまで8か月たっても変わっていない、いつ頃どうしていくのか目標すら聞こえてきません。廃止ではないという結論を出されたのならやはりその根拠を説明すべきですし、スピード感とおっしゃっていただくのであれば、速やかに巡回バスの利用形態、見直しのためのプロジェクトチームをつくるかというのが必要ではないかと考えています。

そして、プロジェクトチームを必要と申し上げたのは、後藤町長が巡回バスについて行動を起こさなかった、10か月経過していると、これから考えるではまさに公約に向き合っていない、できないという理由はありません。

以上の課題ということをもって2点の質問をさせていただきます。こうやって挽回していただきたいということですかね。

5つ目、巡回バス、コミュニティバスについては、いつ頃、どのような運行形態にするのか。

6つ目、巡回バス、コミュニティバスの利用形態見直しが遅過ぎるためスピード感を持って前に進める一つとして、プロジェクトチームをつくることについての見解をお聞かせください。

その次、アンケート調査の内容と対象者について、問題と感じた5点ほど、ぱっと見て思った程度のことですけれども5つ申し上げます。

まず、アンケート用紙1ページ、最初に公共交通、これは無作為に600人に配られたということですので、なかなか分かっていらっしゃる方ばかりではないと。だから、もう一度コミバスがどんなものでタクシーがどういうことだということは、そこに1ページぐらい裏側ぐらいに載せればよかったんじゃないかなということをおもいました。

2つ目、運転免許及び自家用車の有無、あるかないか問う必要があると。

それから3つ目、コミバスとコミタクの特徴を示す。これは、どちらが自分に適しているのかなと判断できるような、また選択できるような質問が欲しい。バスかタクシーのどちらを望むのかという単純なものでよろしいかと思っておりますけれども、そういうのがなかったということですね。

4つ目、対象者について、運転操作に不安を持つ高齢者本人とその家族を考えますと、ご子息、ご息女が免許証返納について本気で考えていらっしゃる。本人は事故を起こすかもしれない、不安はあれど返納すれば手や足を取られるという思い、こういった本人と、いざ事故を起こせば取り返しのつかない事故につながるということを恐れるご家族の、このまた年代が50代から60代ぐらいでしょうかね、こういったところを自分事として考えているご家族をアンケート対象に加えるということが、かなりリアルなデータということになるというふうに思いましたのでこれも欲しいなど。

そして、コミバスにおいて学生や通勤者が幅広い層のアンケート調査が必要であったと。当然ながら理由は、昨年6月のこういったアンケートの中で、答弁にもありました巡回バス廃止にする根拠、巡回バス廃止に伴う具体案等と調査結果より、主な目的として通勤・通学がおよそ50%を占めること、運行本数やダイヤの満足度が低いという結果から、高齢者や障害者など交通弱者のふだんの生活を支えるという本事業の目的と利用状況との間にミスマッチが生じている状況にあると捉えていますとおっしゃった。私の思いとしましては、代替手段の提示をすることを前提に、遅くとも契約期間が満了する令和8年度をもって終了、そしてその後の事業の継続は全く考えておりません。なお、代替手段の提示など、早期解決に向けた要件が整えば、事業廃止の

時期が早まることもあり得ると、こういったことを6月の時点で下した判決と、主な目的が通勤と通学50%ということでされたにもかかわらず、高齢者対象はアンケートだけでは意味がない。高齢者対象のアンケートだけというのでは、本当に意味がないともったいないというふうに思いました。

5つ目、6年度、今回のアンケートでは、運転免許及び自家用車の有無、あるなしはありませんでしたが、少ないながら昨年より私なりに分析をしておりましたところ、第2回岐南町公共交通会議、地域公共交通活性化協議会で町長がとてもいいことをおっしゃいました。車を持っている人、持っていない人を区別してもいいかと思う。車を持っていない町民の方々がどのように生活しやすいかを得ていくと述べられましたので、もう少し分析され展望を言ってほしかったんですけども、私から見解を申し上げます。

今年のアンケートは、行き先別の移動手段、自動車を自分で運転するか自分で運転しないだけの調査のため、残念ながら参考にはなりませんでしたが、昨年の小人数ながらのデータがありましたので参考に申し上げます。

ということで、ちょっと前後しますんで申し訳ないんですけども2点ご質問をさせていただきます。

先に、今回のアンケート調査を通じて浮かび上がった課題についてどのように整理をされましたか。

最後の8つ目の質問、昨年のアンケート調査では、70歳以上の高齢者97人に取られたと、全体の90%、これを対象に調査が行われ、そのうち67人の約70%、自動車を自分で運転すると、そして30人、約30%は運転しないという結果でした。

現在、岐南町の65歳から89歳の人口が5,559人あり、この30%に当たる人数をという約1,667人、この方が運転しない高齢者と推計されます。この数値を踏まえたとき、巡回バスが本当に高齢者対策として適切なのか、それともコミュニティタクシーの運行拡充やシステムの高度化を図ることのほうが、タクシーですね、高齢者にとって有用な公共交通手段ではないかと考えます。

担当課長や後藤町長が一貫しておっしゃっている高齢者の外出支援を第一義とするという方針と、現実の数値との整合性についてどのようにお考えかをお聞かせください。以上です。

○議長（櫻井 明君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 三宅議員の1項目め、公共交通の未来に賭けての1番目のご質問、総合政策部の方針と町長の施策に乖離があるように感じますが見解をお聞かせくださいについてお答えいたします。

議員ご質問の乖離、ずれにつきましては、町長と総合政策部における考えに相違はなく、高齢者の外出支援という目的を達成するため事業を実施しております。

次に、2番目のご質問、巡回バスの在り方については今後どのような方法で取り組むつもりか、3番目のご質問、今後の協議会等において、巡回バス、デマンドタクシーを分けて協議していく考えはあるのか及び4番目のご質問、ワークショップに出た意見をどのようにまとめていくお考えかお聞かせくださいについては関連がございますので併せてお答えさせていただきます。

コミュニティバスだけでなく、コミュニティタクシーを含めた本町の公共交通の今後の在り方については、令和7年度に実施を計画しております住民ワークショップにおいて、幅広い世代の住民による多様な意見が交わされるものと考えております。その中で、高齢者の外出支援という目的を達成するための手段として、最適な公共交通となるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、高齢者の外出支援という目的以外のご意見につきましては、岐南町地域公共交通計画の次期計画の策定時における貴重なご意見として生かしていきたいと考えております。なお、公共交通の見直しに際しては、公共交通会議、地域公共交通活性化協議会にてご協議いただきますが、個別の交通手段のみを協議するのではなく、本町の公共交通全体を勘案して協議する場であると考えております。

次に、5番目のご質問、巡回バスについていつ頃どのような運行形態にするつもりか、6番目のご質問、巡回バスの利用形態、見直しをスピード感を持って進める一つとしてプロジェクトチームなどをつくることの見解をお聞かせくださいについては関連がございますので、併せてお答えいたします。

コミュニティバスの運行形態につきましては、利用者の推移などを示すデータ、利用者や高齢者向けのアンケート、先ほどご説明いたしました住民ワークショップなどのステップを踏み、住民が納得いく事業の見直しを行ってまいります。また、見直しに際してプロジェクトチームをつくるご質問につきましては、多くの課が横断的に関係する事業ではないことから、現時点でプロジェクトチームをつくることは考えておりません。なお、来年度以降、公共交通の事業はくらし安全課において実施しますが、本町の重要施策として引き続き企画広報課にて見直しを進めるとともに、福祉的側面を有する事業であることから、福祉部との連携も不可欠であると考えております。

次に、7番目のご質問、今回のアンケート調査を通じて浮かび上がった課題についてどのように整備されたかについてお答えいたします。

本年度実施しましたアンケート調査は、65歳以上の住民から600人を無作為に抽出

して実施しました。アンケートの回答結果については、368人から回答をいただき61.3%の回答率でした。現在、回答結果の分析を進めるところであり、アンケート結果については、昨年度実施しました利用者や高齢者向けアンケートとともに、来年度実施するワークショップにおける高齢者意見として活用する予定です。

最後に8番目のご質問、高齢者の外出支援を第一義とするという方針と現実の数値との整合性についてどのようにお考えかをお聞かせくださいについてお答えいたします。

令和4年6月に策定した岐南町地域公共交通計画において、住み続けられるまちを目指して地域で育てる公共交通を基本方針に、高齢化が顕著に進むと予測される中、高齢者の外出支援を第一義とし、公共交通ネットワークの構築を進めてまいりました。議員ご質問のとおり、令和5年度第2回公共交通会議、岐南町公共交通活性化協議会に示されたコミュニティバスの利用者アンケートの結果において、高齢者の外出支援という本事業の目的と利用状況との間にミスマッチが生じている状況にあると認識いたしております。

また、議員ご質問のコミュニティバスが最適な手段であるかや、コミュニティタクシーの拡充や高度化など、公共交通として最も有効な手段が何であるかについてもニーズを正確に把握するとともに、真に公共交通が必要な方の納得感が得られるような交通手段が構築できるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございますが、再質問をさせていただきます。

総合政策部の方針と町長の施策に乖離、ずれがあるのではないかという点についてのご答弁、こちらは町長と総合政策部における考えに相違はなく高齢者の外出支援という目的を達成するために事業を実施しているというものでした。しかし、これ以上そのような説明を続けるおつもりでしょうか。

高齢者支援という名目の下、バスとタクシーと同じ土俵で議論をするという、先ほども申しましたけれども、この曖昧な手法がこれまで事業の進展を妨げてきたのではありませんか。そもそも、後藤町長がなぜバス廃止とおっしゃったのか、その根拠は何なのでしょう。結局のところ、高齢者の外出支援という移動手段の確保が第一義であるという点が整理されていないということが問題なんです。廃止に向けた検証を本当にしてきたのか、町長の本心はどこにあるのかを改めてお聞かせください。

以上、担当部署と町長との間にずれがある、要は町長の施策が明確になっていない

ように感じるからこそ私はこの点を指摘し質問をしております。

2つ目、巡回バスの在り方や取り組み方、そしてワークショップを通じて公共交通の充実を図るというお考えであることは理解しております。しかし、この論点は高齢者支援というキーワードです。バスの運用について、この点を曖昧なまま進めようと、契約期限を待つだけで、はい、おしまいなんですよ。だからこそ、岐南町にとって本当によい在り方とは何なのかを、そして、予算をかけて丸投げワークショップとならないように、我々自身でしっかりと議論を深めていくことが重要だと考えています。その意味で、協議会内でコミバス、コミタクの両方を取り組むということは、当然ながら必要なことです。

しかしながら、バスとタクシーの運用は、性質が異なるためにそれぞれの個別に協議をする場が重要なんです。要は、バスを廃止か改革のどちらかにかじを切るのかが決まっていないから動かないんです。公共交通の中でも、バスについてどんなまちづくりをしたいのか、町長のビジョンにないから進まないと10か月間私が感じてきたことです。町長にも思いはあるはずですよ。なぜそのような協議、このバスをどうするのかと、ということのをされないのか、その理由をお聞かせくださいが2つ目。

3つ目、8番目に最後に質問しました、公共交通として最も有効な手段が何であるかにつきましても、ニーズを正確に把握するとともに、真に公共交通が必要な方の納得感を得られるような交通手段が構築できるよう見直しを図るということをおっしゃいました。今頃になって考えていますと、では遅過ぎること、そして私がした質問の趣旨が違ってきます。取り上げた質問をご理解いただいていないのもう一度申し上げます。昨年のアンケート調査の分析によると、自分では運転しないと予想される高齢者は最大で1,667人とさっき申し上げましたね。これは最大数の数ではありませんけれども、この数が高齢者の外出支援、移動手段の確保が第一義とされる方針とどのように整合するのかをお伺いしているんです。ここがぼやけているのでは、バスの廃止の改革へのステップも踏むことはできません。目玉政策の4つのうち、最後の1つについて公約を守れと言っているではありません。公約の視点は、私はすばらしいことだと思っています。しかし、問題をどうするかについて今まで裏切られてきました。

ここで誠意を持ってご答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員さんからは何度もコミュニティバスについてのご質問をいただいております。今回はより一層強い思いが伝わってまいります、答えられる範囲でお答えをいたします。

私の考えにつきましては、先ほど総合政策部長からお答えさせていただいたとおりでございますが、まず、岐南町コミュニティバス事業につきましては、議会の議決を経て始まり、少なからず利用されておられる方も見える中でございますが、当初の高齢者の外出支援という目的に対し、その課題解決手段にコミュニティバスを活用した事業の展開では、昨年度のコミュニティバスの利用者アンケートの結果におきましてもこの事業が真に必要とする方たちに届いていない状況がございます。この状況を鑑み、目的にかなう手段を提示することを前提に現行のコミュニティバスの運行を終了するという方針をお示しいたしました。

現実に就任から8か月で、目に見えない状況に対し答えを求められておることは承知をしてございます。しかしながら、この問題は、ニーズ調査も含めまして、事業実施までのプロセスが十分になされずに始まってしまったことから生じたことではないかというふうに考えておるところでございますし、そのため町といたしましては、今後、岐南町地域公共交通計画の基本方針である、住み続けられる町を目指して地域で育てる公共交通に基づき、令和7年度に計画をしております住民ワークショップでも、公共交通の今後の在り方として、例えば高齢者の外出支援について、外出支援を必要とする高齢者だけではなく、公共交通を近い将来の町の課題であると捉え、幅広い世代の住民が自主的、主体的に考え、多様な意見が交わされる場となるようファシリテーターとの準備を進めてまいります。

また、公共交通会議あるいは岐南町公共交通活性化協議会におきましても、住民ワークショップで議論された公共交通の目的やその目的に合わせた最適な手段について、手戻りのないようにしっかりとプロセスを積み重ね順次協議を行ってまいります。

議員ご質問の自分で運転しない高齢者の数につきまして、議員の予想ということで実際の人数は分かりかねますが、運転免許証の自主返納者は増加傾向にあり、現在自分で運転している高齢者の中には、運転に不安があり運転免許証の自主返納を検討されている方や、親族から運転免許証の自主返納を促されている方も一定程度見えると考えられますことから、今後、自分で運転しない高齢者の数は増え続けると考えております。

安心して住み続けられる町を目指す上で、買物や通院をはじめとした暮らしのニーズへの対応が不可欠であることから、高齢者の外出支援を第一義と考えているところでございます。

就任させていただいて、何度も申しますが、8か月たとうとしておりますけれども、お示しさせていただきました多数の公約につきましては、任期中にできる限りの

実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようによろしくお
願いを申し上げます。以上です。

○議長（櫻井 明君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） ご答弁ありがとうございます。

今始まってしまった以上、しかしながら、これをどういうふうに改革していくのか
という前向きなこれから動きというのか、だから過去のことはいいんです。これから
どうしていくかということの前向きに言っていただけて、私も協力します。真剣に取り
組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして2つ目、2項目めに参ります。

保育士不足に関する施策等今後の方向性。

これは、国の制度というのがとにかく全てでは、正しいというわけではないという
ことで、その視点で私はいろいろ見てまいりましたので申し上げます。

現在、全国的に保育士不足が深刻な問題であることは言うまでもありませんが、岐
南町においても、成り手不足、離職、地域間の違いにより、転職などの影響もあり、
問題がさらに加速しています。

一方で、保育の需要は高まり続けています。例えば愛知県田原市、メロンの栽培の
ところですね。ここのところでは保育無償化というのが影響で待機児童が増加し、国
では、こども誰でも通園という制度を導入するなど、新たな受皿の整備が進められて
います。しかし、これらの制度は、子育て世帯の負担軽減に寄与する一方で、現場の
負担増加を招き、保育士の離職につながる要因となっています。特に保育士の多く
は、子育て中の母親でもあり、長時間労働や休日の取りづらさにより、自分の子供と
時間が十分に確保できないという悩みを抱えています。その結果、子供が好きで好き
で保育士になったが、自分の子育てとの両立が難しいと感じ離職を選ぶケースが増え
ています。このことが潜在保育士、資格を持っていながら保育現場で働いていない人
の増加にもつながっていると考えられます。

さらに、保育士の配置基準も見直され、今4歳から5歳、子供30人に対して先生1
人から25対1、25人に対して1人という、そして3歳児におきましては20対1から
15対1、1歳児が6対1から5対1に変更されました。また、加配が必要な子供の増
加もあり、現場の負担はますます大きくなっています。制度の趣旨は理解できます
が、現場の実態を考慮した対応が求められます。先ほど申しました国の制度が全て正
しいというわけではないということです。

そこで、岐南町としてどのように取り組んでいくかの2点をお伺いします。

1つ目、保育士不足が深刻化する中、保育士の確保、定着に向けた新たな施策や支

援策についてどのように取り組んでいくお考えでしょうか、お伺いします。

2つ目、現場の制度と今後導入される制度との整合性をどのように考え、保育士の負担軽減を図るためにどのような対策をお考えでしょうか、お伺いします。以上です。

○議長（櫻井 明君） 岩田恵司福祉部長。

○福祉部長（岩田恵司君） 三宅議員の2項目め、保育士不足に関する施策と今後の方向性についての1番目のご質問、保育士不足が深刻化する中、保育士の確保、定着に向けた新たな施策や支援策についてどのように取り組んでいく考えかについてお答えのほうをいたします。

現在、保育士確保支援策として、岐南町保育士確保サポート奨励金事業のほうを実施しています。この事業は、新たに保育士を雇用し一定条件を満たした保育施設に対し補助を行うもので、平成31年度に事業のほうを開始いたしました。開始当初は補助額を保育士1人当たり10万円としていましたが、事業の効果検証により、その有効性から支援を拡充し、令和3年度から5万円を増額することとし、保育士1人当たり15万円の補助のほうを行っております。この補助金に関しましては、実績として令和4年度には20人、令和5年度には14人の保育士の確保に活用できております。しかしながら、町としましては、全ての子供の健やかな育ちのためにはさらなる有効な保育施設への支援が重要であると認識をしております。今後も保育施設と協働しながら、現行の補助制度を見直すなど、よりよい支援のほうを検討してまいります。

続きまして、2番目のご質問、現在の制度と今後始まる制度の整合性についてのお考えについてお答えのほうをいたします。

現在、共働き家庭の増加などにより保育ニーズが高まっており、保育施設への負担が増加していると承知しております。また、令和8年度からは、新たな制度として、こども誰でも通園制度の実施が全市町村に義務づけられ、さらなる負担の増加も想定されます。このような状況の中、令和6年度の試行事業では、町は県下で唯一実施したにもかかわらず、2事業所にご協力をいただきました。令和7年度も引き続きこの2事業所において実施いただける予定です。町民の方の手厚い子育て支援が届けられることができます。

こども誰でも通園制度の実施に当たっては、これまでも保育施設に対する情報提供や保育現場における課題の聞き取りを複数回実施し、各保育施設の実情に応じた実施方法の検討のほうを行ってまいりました。

今後も、新たな制度の実施の有無につきましては、保育現場の意見もくみ上げ、保育士の負担の配慮の事業を進めてまいります。以上でございます。

—————◇—————
散会

○議長（櫻井 明君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日3月14日午前10時より会議を開きます。

午後 3時08分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

櫻 井 明

岐南町議会議員

松 本 暁 大

岐南町議会議員

三 宅 祐 司

